

## 令和 7 年第 4 回定例会 土木企業立地推進委員会資料 【土木部報告事項】

### ○ 土木部事業の主な動き

#### (1) 幹線道路網の整備について

・ 県道大洗友部線バイパス . . . . . 別添 1  
茨城町小鶴～越安 約 0.7 km 区間 11 月 10 日開通

#### (2) クルーズ船「飛鳥Ⅲ」の寄港について . . . . . 別添 2

#### (3) 下水道管路の全国特別重点調査（優先実施箇所）における

緊急度 I の要対策延長について . . . . . 別添 3

## 県道 大洗友部線バイパス

(茨城町小鶴～越安)

○県道大洗友部線は、大洗町神山町から笠間市平町を結ぶ広域的な幹線道路であるとともに、沿線地域の日常生活を支える重要な路線です。

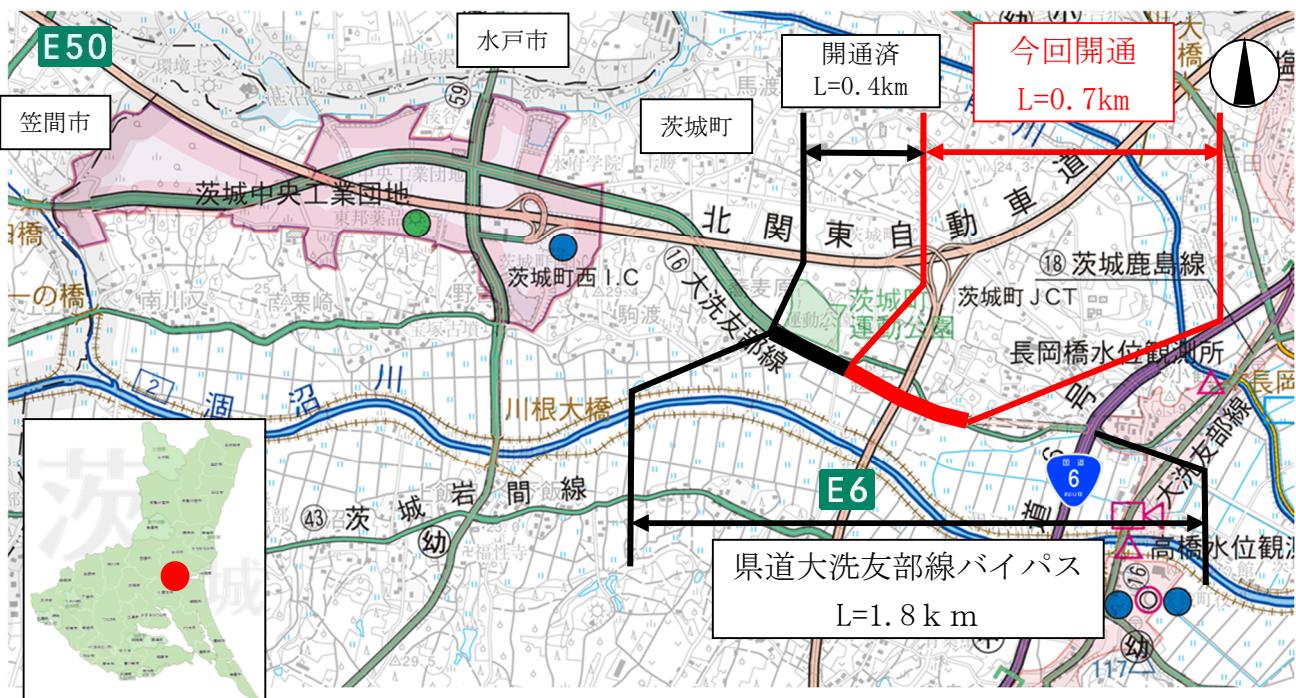
○このうち、茨城町小鶴から駒渡までの約1.8km区間にについて、茨城中央工業団地と国道6号を結ぶ重要なアクセス道路としてバイパス整備を進め、11月10日に茨城町小鶴から越安の約0.7km区間が一部開通いたしました。

○本バイパスの開通により、アクセス性の向上や物流の効率化が図られ、企業立地の促進に寄与するものと期待されます。引き続き、早期の全線開通に向け、整備を進めてまいります。

### ○開通区間の概要

延長：約0.7km

開通日：令和7年11月10日



## クルーズ船「飛鳥Ⅲ」の寄港について

日本船籍のクルーズ船として27年ぶりに新造され、去る7月に就航した「飛鳥Ⅲ」が、11月5日に茨城港常陸那珂港区に初寄港しました。

当日は、県内観光地を巡るバスツアーなどにより、本県の観光をお楽しみいただいたほか、ふ頭において歓迎式典の実施、営業戦略部や地元ひたちなか市及び東海村と連携して県産品の販売や出港セレモニーを実施いたしました。

引き続き、クルーズ船の誘致に積極的に取り組むとともに、国内外の観光需要のさらなる取り込みを図ってまいります。

### 1 「飛鳥Ⅲ」の寄港概要

総 ト ン 数：52,200トン  
 全 長：230m  
 乗 客 定 員：744人  
 運 航 船 社：郵船クルーズ(株)  
 寄 港 日：令和7年11月5日(水)  
                 8:00 入港／17:00 出港  
 寄 港 地：茨城港常陸那珂港区中央ふ頭  
 クルーズコース：横浜～常陸那珂～仙台～横浜

【11/4～11/9(6日間)】

バスツアー先：偕楽園(好文亭)、弘道館、袋田の滝、竜神大吊橋



### 2 歓迎イベント

- ・歓迎式典
- ・県産品販売ブースやキッチンカーの設置
- ・大洗高校マーチングバンド部によるお見送り演奏

## 下水道管路の全国特別重点調査（優先実施箇所）における緊急度Iの要対策延長について

2025年9月17日に公表した、本県の全国特別重点調査（優先実施箇所）の結果について、対策工法等の検討とともに精査したところ、真に速やかな対策が必要な緊急度Iの要対策延長は、約2.1kmとなりましたので、報告いたします。

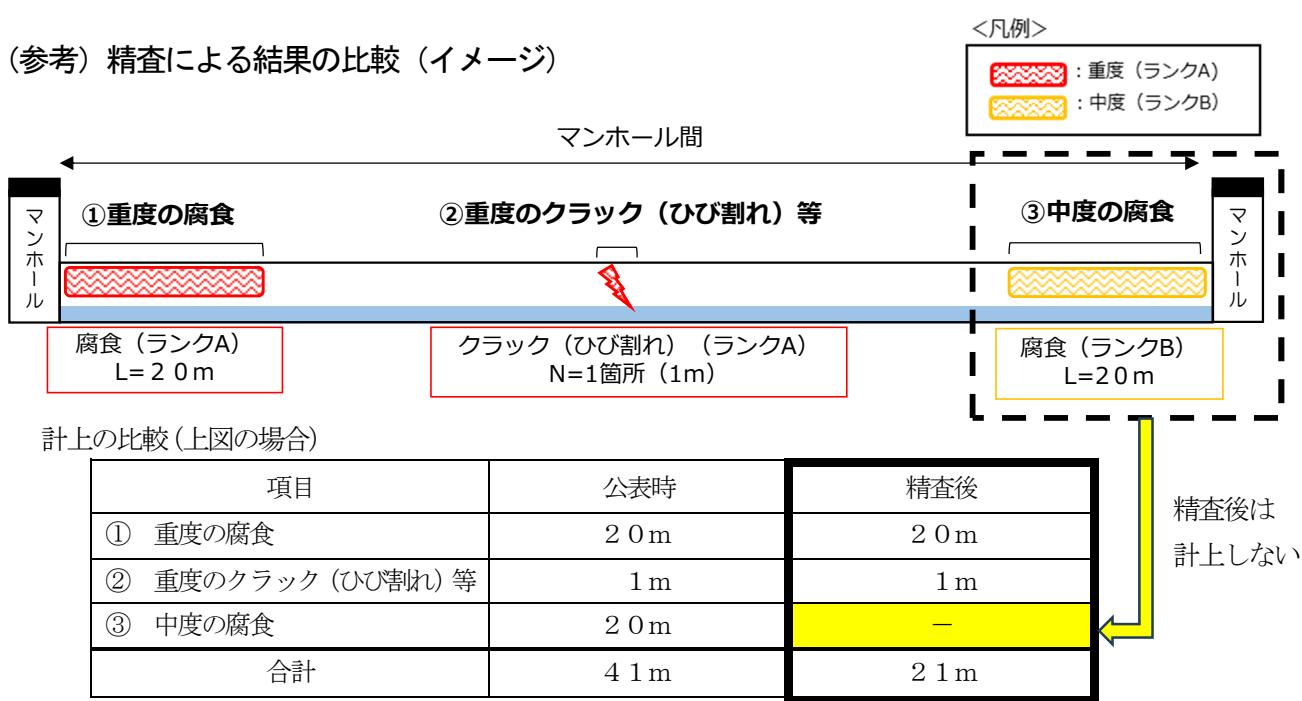
### 1 公表時と精査後の比較

項目	公表時	精査後
(1) 緊急度Iの要対策延長	約10.5km	<u>約2.1km</u>
(2) 緊急度Iの要対策延長の下水道管路が埋設されている市町村	8市町村 土浦市・龍ヶ崎市・牛久市・ ひたちなか市・神栖市・利根町 かすみがうら市・東海村	6市町 土浦市・龍ヶ崎市・牛久市・ ひたちなか市・神栖市・利根町
(3) 要対策延長の計上の考え方 (下記「参考」を参照)	マンホール間を一連区間として、 中度以上の損傷箇所全ての延長 を計上	対策工法の検討を進める中で、損傷箇所毎に判断し、真に速やかな対策が必要な重度（ランクA）損傷のみを計上

### 2 今後の対応

- 精査後の約2.1kmについては、優先的に対策を実施し、早期の対策完了を目指す。
- 公表時との差約8.4kmについては、緊急度Iの対策完了後、速やかに着手し、5年以内の完了を目指す。

#### (参考) 精査による結果の比較（イメージ）



令和7年第4回定例会土木企業立地推進委員会

# 議案等説明資料

令和7年12月9日

土 木 部

## 目 次

### 【予算】

(当初提案) 第 123 号議案、第 124 号議案、第 126 号議案、第 127 号議案	
○令和 7 年度 債務負担行為補正一覧 (12 月補正) . . . . .	3
(追加提案) 第 163 号議案、第 168 号議案、第 169 号議案	
○令和 7 年度予算 課別一覧 (12 月補正 (追加提案)) . . . . .	4
○令和 7 年度予算 公共事業費一覧 (12 月補正 (追加提案)) . . . . .	5

### 【その他議案】

○第 138 号議案 指定管理者の指定について (茨城港大洗港区のマリーナ地区の港湾環境整備施設) . . . . .	6
○第 139 号議案、第 140 号議案、第 141 号議案、第 142 号議案 指定管理者の指定について (赤塚公園、港公園、笠間芸術の森公園、北浦川緑地) . . . . .	8
○第 143 号議案、第 144 号議案 指定管理者の指定について (鹿島臨海都市計画下水道、那珂久慈流域下水道) . . . . .	13
○第 145 号議案、第 146 号議案 指定管理者の指定について (県営住宅及び共同施設 A 地区、県営住宅及び共同施設 B 地区) . . . . .	16
○第 157 号議案 工事請負契約の締結について (久慈大橋橋梁下部工事) . . . . .	19
○第 158 号議案 工事請負契約の締結について (上岡橋橋梁上部工事) . . . . .	21
○第 161 号議案 工事請負契約の変更について ((仮称) 第 6 号橋橋梁上部工事) . . . . .	23

### 【報告】

○報告第 4 号 地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づく専決処分について 別記 1 損害賠償の額の決定について . . . . .	25
---------------------------------------------------------------------------	----

### 【その他説明事項】

○二級河川 関根川・里根川水系河川整備計画の変更について . . . . .	26
○茨城沿岸海岸保全基本計画の変更について . . . . .	28

## 令和7年度 債務負担行為補正一覧 (12月補正)

土木部

第123号議案 令和7年度茨城県一般会計補正予算(第4号)

**【指定管理に関するもの】**

事 項	事 業 内 容	期 間	限 度 額	担 当 課
赤塚公園の管理運営に係る協定	赤塚公園の管理運営に係る協定を橋本造園土木株式会社と締結する。	自 至 令和8年度 令和10年度	100,530千円	都市整備課
港公園の管理運営に係る協定	港公園の管理運営に係る協定を神栖市と締結する。	自 至 令和8年度 令和12年度	102,770千円	都市整備課
笠間芸術の森公園の管理運営に係る協定	笠間芸術の森公園の管理運営に係る協定を笠間市と締結する。	自 至 令和8年度 令和12年度	331,980千円	都市整備課
北浦川緑地の管理運営に係る協定	北浦川緑地の管理運営に係る協定を取手市と締結する。	令和8年度	12,137千円	都市整備課
県営住宅及び共同施設(龍ヶ崎市、つくば市及び守谷市の区域)の管理運営に係る協定	県営住宅及び共同施設(龍ヶ崎市、つくば市及び守谷市の区域)の管理運営に係る協定を一般財団法人茨城県住宅管理センターと締結する。	自 至 令和8年度 令和12年度	791,405千円	住宅課
県営住宅及び共同施設(龍ヶ崎市、つくば市及び守谷市以外の区域)の管理運営に係る協定	県営住宅及び共同施設(龍ヶ崎市、つくば市及び守谷市以外の区域)の管理運営に係る協定を一般財団法人茨城県住宅管理センターと締結する。	自 至 令和8年度 令和12年度	7,360,530千円	住宅課
合 計			8,699,352千円	

第124号議案 令和7年度茨城県港湾事業特別会計補正予算(第2号)

**【指定管理に関するもの】**

事 項	事 業 内 容	期 間	限 度 額	担 当 課
茨城港大洗港区のマリーナ地区の港湾環境整備施設の管理運営に係る協定	茨城港大洗港区のマリーナ地区の港湾環境整備施設の管理運営に係る協定を大洗町と締結する。	令和8年度	16,128千円	港湾課

第126号議案 令和7年度茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計補正予算(第2号)

**【指定管理に関するもの】**

事 項	期 間	限 度 額	担 当 課
鹿島臨海都市計画下水道の管理運営に係る協定	自 至 令和8年度 令和12年度	6,730,310千円	下水道課

第127号議案 令和7年度茨城県流域下水道事業会計補正予算(第2号)

**【指定管理に関するもの】**

事 項	期 間	限 度 額	担 当 課
那珂久慈流域下水道の管理運営に係る協定	自 至 令和8年度 令和12年度	8,967,895千円	下水道課

# 令和7年度予算 課別一覧（12月補正（追加提案））

(一般会計)

第163号議案 令和7年度茨城県一般会計補正予算（第5号）

土木部

(単位：千円)

区分	現計予算額 A	今回補正額 B	補正後予算額 C=A+B
監理課	3,190,269	183,751	3,374,020
用地課	69,886	-	69,886
検査指導課	40,401	-	40,401
道路建設課	29,910,405	-	29,910,405
道路維持課	35,474,594	-	35,474,594
河川課	22,407,362	3,385	22,410,747
港湾課	5,414,897	-	5,414,897
當繕課	252,333	6,056	258,389
都市計画課	117,091	-	117,091
都市整備課	2,520,724	-	2,520,724
下水道課	2,144,627	-	2,144,627
建築指導課	487,672	7,303	494,975
住宅課	4,033,687	5,879	4,039,566
計	106,063,948	206,374	106,270,322

(特別会計)

港湾事業	10,621,474	-	10,621,474
計	10,621,474	-	10,621,474

(企業会計)

第168号議案 令和7年度 茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計補正予算（第3号）

第169号議案 令和7年度 茨城県流域下水道事業会計補正予算（第3号）

鹿島臨海都市計画下水道事業	5,156,863	11,245	5,168,108
流域下水道事業	23,892,350	23,146	23,915,496
計	29,049,213	34,391	29,083,604

土木部計	145,734,635	240,765	145,975,400
------	-------------	---------	-------------

○補正予算の概要

人事委員会の勧告に基づく職員及び会計年度任用職員の給与改定等に要する経費

# 令和7年度予算 公共事業費一覧（12月補正（追加提案））

土木部

(単位：千円)

(一般会計)

区分		現計予算額 A	今回補正額 B	補正後予算額 C=A+B
道 路 事 業	道路建設課	補 助 23,770,460	-	23,770,460
		県 単 4,819,710	-	4,819,710
		計 28,590,170	-	28,590,170
道 路 事 業	道路維持課	補 助 12,971,000	-	12,971,000
		直轄負担金 10,202,665	-	10,202,665
		県 单 11,187,217	-	11,187,217
		計 34,360,882	-	34,360,882
	計	補 助 36,741,460	-	36,741,460
		直轄負担金 10,202,665	-	10,202,665
		県 单 16,006,927	-	16,006,927
		計 62,951,052	-	62,951,052
河川事業	河 川 課	補 助 6,535,152	-	6,535,152
		直轄負担金 7,852,803	-	7,852,803
		県 单 6,848,530	-	6,848,530
		計 21,236,485	-	21,236,485
港湾事業	港 湾 課	補 助 1,574,574	-	1,574,574
		直轄負担金 1,198,800	-	1,198,800
		県 单 374,051	-	374,051
		計 3,147,425	-	3,147,425
都市計画事業	都市計画課	補 助 5,675	-	5,675
		計 5,675	-	5,675
	都市整備課	補 助 930,527	-	930,527
		直轄負担金 188,987	-	188,987
		県 单 1,215,374	-	1,215,374
		計 2,334,888	-	2,334,888
	計	補 助 936,202	-	936,202
		直轄負担金 188,987	-	188,987
		県 单 1,215,374	-	1,215,374
		計 2,340,563	-	2,340,563
下水道事業	下 水 道 課	補 助 632,887	-	632,887
		県 单 23,700	-	23,700
		計 656,587	-	656,587
		補 助 1,538,786	-	1,538,786
住宅事業	住 宅 課	計 1,538,786	-	1,538,786
		補 助 47,959,061	-	47,959,061
計	直轄負担金 19,443,255	-	19,443,255	
	県 单 24,468,582	-	24,468,582	
	計 91,870,898	-	91,870,898	

(企業会計)

区分		現計予算額 A	今回補正額 B	補正後予算額 C=A+B
流域下水道事業	下 水 道 課	補 助 4,191,278	4,346	4,195,624
		県 单 30,931	-	30,931
		計 4,222,209	4,346	4,226,555
土木部 計	補 助 52,150,339	4,346	52,154,685	
	直轄負担金 19,443,255	-	19,443,255	
	県 单 24,499,513	-	24,499,513	
	計 96,093,107	4,346	96,097,453	

**第 138 号議案 指定管理者の指定について**  
**(茨城港大洗港区のマリーナ地区の港湾環境整備施設)**

**港湾課**

**1 指定の内容**

施設名	茨城港大洗港区のマリーナ地区の港湾環境整備施設		
指定管理者候補者名	大洗町		
指定期間	令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 9 年 3 月 31 日まで (1 年間)		
上記期間とした理由	当該施設は、ひたちなか大洗リゾート構想の実現に向けて、新たな運営形態や施設運営の合理化を検討中。今後、当該施設運営の移行や変更を速やかに可能とするため、長期的な視点で継続した指定管理期間の設定が困難であるため。		
債務負担行為限度額	年度	債務負担額(千円)	備考
	令和 8 年度	16,128 千円	1 年間

**2 指定管理者候補者の概要**

[名称] 大洗町  
[所在地] 東茨城郡大洗町磯浜町 6881 番地の 275

**3 提案(事業計画書)の概要**

(1) 県民の平等利用の確保

長年の指定管理経験を活かし、HP や SNS 等を活用した施設の PR を行うなど利用促進に努めるほか、利用者満足度調査実施により利用ニーズを把握しながら適切な管理運営を行い、県民の平等な利用を確保する施設とする。

(2) 施設の効用の最大限の発揮

毎日の園内巡視や施設の点検のほか、基準以上に頻度の高い清掃等の施設維持管理計画により、質の高いサービスの提供に努める。

(3) 経費の縮減

自主事業を積極的に実施することにより、収支状況の改善を図る。

(4) 管理を安定して行う物的・人的能力

長年の管理運営経験により、施設・設備状況を熟知し、業務に関するノウハウ、知識を有しております、維持管理運営を適正に実施できる。また、類似施設の管理経験もあり、その経験や成果を当該施設の管理運営に反映できる。

**4 申請及び選定結果**

(1) 申請

①申請期間

令和 7 年 9 月 16 日 (火) から令和 7 年 10 月 10 日 (金) まで (25 日間)

②非公募の理由

当該施設は、ひたちなか大洗リゾート構想の実現に向けて、新たな運営形態や施設運営の合理化を検討中。

今後、当該施設運営の移行や変更を速やかに可能とするため、長期的な視点で継続した指定管理期間の設定が困難であることから指定管理期間は 1 年とし、非公募とする。

(2) 選定結果

1 指定管理者候補者	大洗町																				
2 指定期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間																				
3 応募団体数	候補者を含めて1団体(非公募)																				
4 選定方法																					
(1) 選定委員会委員	外部委員：茨城大学名誉教授（委員長） 山田 稔 流通経済大学教授（副委員長） 幸田 麻里子 公認会計士・税理士 田崎 昇 県側委員：総務部管財課長 鈴木 英治 (同室長補佐 間島 努 代理出席) 土木部次長 片岡 唯明																				
(2) 選定方法	選定委員会において申請者によるプレゼンテーション、ヒアリング、事業計画書等審査																				
(3) 選定基準	<table border="1"> <thead> <tr> <th>選定基準</th> <th>審査項目</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 県民の平等利用の確保</td> <td>・平等利用が確保されているか。 ・利用者本位のサービスが提供されているか。</td> <td>10点</td> </tr> <tr> <td>2 施設の効用の最大限の発揮</td> <td>・適切な施設の維持管理が確保されているか。 ・利用促進計画は効果的か。</td> <td>10点</td> </tr> <tr> <td>3 経費の縮減</td> <td>・効率的な管理運営が行えるか。 ・収支計画は妥当か。</td> <td>10点</td> </tr> <tr> <td>4 管理を安定して行う物的・人的能力</td> <td>・安定した経営基盤を有しているか。 ・効果的・効率的な管理運営の体制か。 ・類似施設等における相当の知識又は管理実績を有しているか。 ・適切に個人情報を管理できるか。</td> <td>20点</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td><td>50点</td></tr> </tbody> </table>			選定基準	審査項目	配点	1 県民の平等利用の確保	・平等利用が確保されているか。 ・利用者本位のサービスが提供されているか。	10点	2 施設の効用の最大限の発揮	・適切な施設の維持管理が確保されているか。 ・利用促進計画は効果的か。	10点	3 経費の縮減	・効率的な管理運営が行えるか。 ・収支計画は妥当か。	10点	4 管理を安定して行う物的・人的能力	・安定した経営基盤を有しているか。 ・効果的・効率的な管理運営の体制か。 ・類似施設等における相当の知識又は管理実績を有しているか。 ・適切に個人情報を管理できるか。	20点	合 計		50点
選定基準	審査項目	配点																			
1 県民の平等利用の確保	・平等利用が確保されているか。 ・利用者本位のサービスが提供されているか。	10点																			
2 施設の効用の最大限の発揮	・適切な施設の維持管理が確保されているか。 ・利用促進計画は効果的か。	10点																			
3 経費の縮減	・効率的な管理運営が行えるか。 ・収支計画は妥当か。	10点																			
4 管理を安定して行う物的・人的能力	・安定した経営基盤を有しているか。 ・効果的・効率的な管理運営の体制か。 ・類似施設等における相当の知識又は管理実績を有しているか。 ・適切に個人情報を管理できるか。	20点																			
合 計		50点																			
5 選定理由	選定委員会において上記選定基準に基づき審査した結果、以下の点が評価され、大洗町を指定管理者候補者として選定しました。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理実績が十分にあり、適正かつ効率的な管理運営ができること。</li> <li>・町の所有施設との一体的な管理運営や密接な連携等により、効果的・効率的な管理運営及び住民サービスの向上が図られること。</li> </ul>																				

**第 139 号議案・第 140 号議案・第 141 号議案・第 142 号議案  
指定管理者の指定について（都市公園）**

**都市整備課**

**1 指定の内容**

議案番号	公園名称	指定管理者候補者	指定期間	債務負担行為限度額(千円)	
				うち R8 年度	
139	赤塚公園	橋本造園土木株式会社	R8. 4. 1～ R11. 3. 31 (3 年間)	100, 530	33, 510
140	港公園	神栖市	R8. 4. 1～ R13. 3. 31 (5 年間)	102, 770	20, 554
141	笠間芸術の森公園	笠間市	R8. 4. 1～ R13. 3. 31 (5 年間)	331, 980	66, 396
142	北浦川緑地	取手市	R8. 4. 1～ R9. 3. 31 (1 年間)	12, 137	12, 137

**2 指定管理者候補者の概要**

公園名称	指定管理者候補者	所在地	備考
赤塚公園	橋本造園土木株式会社	つくば市大角豆 2012 番地 36	
港公園	神栖市	神栖市溝口 4991 番地 5	
笠間芸術の森公園	笠間市	笠間市中央三丁目 2 番 1 号	令和 7 年度の 指定管理者
北浦川緑地	取手市	取手市寺田 5139 番地	

**3 提案(事業計画書)の概要**

別紙「都市公園事業計画書要旨」参照

**4 募集(申請)及び選定結果**

**(1) 募集(申請)**

①公募(赤塚公園、港公園、笠間芸術の森公園)

募集期間：令和 7 年 8 月 8 日(金)から令和 7 年 9 月 26 日(金)

応募団体：各 1 団体

②非公募(北浦川緑地)

申請期間：令和 7 年 8 月 8 日(金)から令和 7 年 9 月 26 日(金)

非公募の理由：

現在整備中の広場の供用開始に伴い、公募対象面積の大幅増など公募条件が近く変更となり、同一条件による継続した指定期間の設定が困難であるため。

(2) 選定結果

1 公園名	赤塚公園	港公園																		
2 指定管理者候補者	橋本造園土木株式会社 代表取締役 橋本 純一	神栖市 神栖市長 石田 進																		
3 指定期間	令和8年4月1日から 令和11年3月31日までの3年間	令和8年4月1日から 令和13年3月31日までの5年間																		
4 応募団体数	候補者を含めて1団体	候補者を含めて1団体																		
5 選定方法																				
(1)選定委員会 委員名	外部委員：筑波大学准教授（委員長） 雨宮 譲 公認会計士（副委員長） 安 智範 水戸市植物公園園長 西川 綾子 県側委員：土木部都市局長 矢内 勝浩 総務部管財課公有財産維持活用推進室長 嶋山 孝紀																			
(2)選定方法	1次審査：事務局による書面審査 2次審査：選定委員会において事業計画書等審査																			
(3)選定基準	<table border="1"> <thead> <tr> <th>選定基準</th> <th>審査項目</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 平等で質の高いサービス確保</td> <td>・県民の平等利用が確保されているか ・利用者に質の高いサービスが提供されているか</td> <td>10点</td> </tr> <tr> <td>2 効用の最大限の発揮</td> <td>・公園の維持管理運営を適切に行うことができるか ・利用促進計画は効果的か</td> <td>45点</td> </tr> <tr> <td>3 経費の縮減</td> <td>・効率的な管理運営ができるか ・収支計画は妥当か</td> <td>15点</td> </tr> <tr> <td>4 団体の有する物的・人的能力</td> <td>・経営基盤が安定しているか ・公園施設又は類似施設における相当の知識又は管理実績を有しているか ・指定管理業務に必要な体制を確保しているか ・適切に個人情報を管理できるか</td> <td>30点</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td>100点</td> </tr> </tbody> </table>		選定基準	審査項目	配点	1 平等で質の高いサービス確保	・県民の平等利用が確保されているか ・利用者に質の高いサービスが提供されているか	10点	2 効用の最大限の発揮	・公園の維持管理運営を適切に行うことができるか ・利用促進計画は効果的か	45点	3 経費の縮減	・効率的な管理運営ができるか ・収支計画は妥当か	15点	4 団体の有する物的・人的能力	・経営基盤が安定しているか ・公園施設又は類似施設における相当の知識又は管理実績を有しているか ・指定管理業務に必要な体制を確保しているか ・適切に個人情報を管理できるか	30点			100点
選定基準	審査項目	配点																		
1 平等で質の高いサービス確保	・県民の平等利用が確保されているか ・利用者に質の高いサービスが提供されているか	10点																		
2 効用の最大限の発揮	・公園の維持管理運営を適切に行うことができるか ・利用促進計画は効果的か	45点																		
3 経費の縮減	・効率的な管理運営ができるか ・収支計画は妥当か	15点																		
4 団体の有する物的・人的能力	・経営基盤が安定しているか ・公園施設又は類似施設における相当の知識又は管理実績を有しているか ・指定管理業務に必要な体制を確保しているか ・適切に個人情報を管理できるか	30点																		
		100点																		
6 選定理由	選定委員会において上記選定基準に基づき審査した結果、以下の点が評価され、橋本造園土木株式会社を指定管理者候補者として選定しました。 ・提案された事業計画が選定基準を満たしていること。 ・適正な維持管理・運営の実施が期待できること。	選定委員会において上記選定基準に基づき審査した結果、以下の点が評価され、神栖市を指定管理者候補者として選定しました。 ・提案された事業計画が選定基準を満たしていること。 ・適正な維持管理・運営の実施が期待できること。																		

1 公園名	笠間芸術の森公園																			
2 指定管理者候補者	笠間市 笠間市長 山口 伸樹	取手市 取手市長 中村 修																		
3 指定期間	令和8年4月1日から 令和13年3月31日までの5年間	令和8年4月1日から 令和9年3月31日までの1年間																		
4 応募団体数	候補者を含めて1団体	候補者を含めて1団体（非公募）																		
5 選定方法																				
(1)選定委員会委員名	外部委員：筑波大学准教授（委員長） 雨宮 譲 公認会計士（副委員長） 安 智範 水戸市植物公園園長 西川 綾子 県側委員：土木部都市局長 矢内 勝浩 総務部管財課公有財産維持活用推進室長 嶋山 孝紀																			
(2)選定方法	1次審査：事務局による書面審査  2次審査：選定委員会において事業計画書等審査 書類等審査	選定委員会において事業計画書等審査																		
(3)選定基準	<table border="1"> <thead> <tr> <th>選定基準</th> <th>審査項目</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 平等で質の高いサービス確保</td> <td>・県民の平等利用が確保されているか ・利用者に質の高いサービスが提供されているか</td> <td>10点</td> </tr> <tr> <td>2 効用の最大限の発揮</td> <td>・公園の維持管理運営を適切に行うことができるか ・利用促進計画は効果的か</td> <td>45点</td> </tr> <tr> <td>3 経費の縮減</td> <td>・効率的な管理運営ができるか ・収支計画は妥当か</td> <td>15点</td> </tr> <tr> <td>4 団体の有する物的・人的能力</td> <td>・経営基盤が安定しているか ・公園施設又は類似施設における相当の知識又は管理実績を有しているか ・指定管理業務に必要な体制を確保しているか ・適切に個人情報を管理できるか</td> <td>30点</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td>100点</td> </tr> </tbody> </table>		選定基準	審査項目	配点	1 平等で質の高いサービス確保	・県民の平等利用が確保されているか ・利用者に質の高いサービスが提供されているか	10点	2 効用の最大限の発揮	・公園の維持管理運営を適切に行うことができるか ・利用促進計画は効果的か	45点	3 経費の縮減	・効率的な管理運営ができるか ・収支計画は妥当か	15点	4 団体の有する物的・人的能力	・経営基盤が安定しているか ・公園施設又は類似施設における相当の知識又は管理実績を有しているか ・指定管理業務に必要な体制を確保しているか ・適切に個人情報を管理できるか	30点			100点
選定基準	審査項目	配点																		
1 平等で質の高いサービス確保	・県民の平等利用が確保されているか ・利用者に質の高いサービスが提供されているか	10点																		
2 効用の最大限の発揮	・公園の維持管理運営を適切に行うことができるか ・利用促進計画は効果的か	45点																		
3 経費の縮減	・効率的な管理運営ができるか ・収支計画は妥当か	15点																		
4 団体の有する物的・人的能力	・経営基盤が安定しているか ・公園施設又は類似施設における相当の知識又は管理実績を有しているか ・指定管理業務に必要な体制を確保しているか ・適切に個人情報を管理できるか	30点																		
		100点																		
6 選定理由	選定委員会において上記選定基準に基づき審査した結果、以下の点が評価され、笠間市を指定管理者候補者として選定しました。  ・提案された事業計画が選定基準を満たしていること。 ・適正な維持管理・運営の実施が期待できること。	選定委員会において上記選定基準に基づき審査した結果、以下の点が評価され、取手市を指定管理者候補者として選定しました。  ・提案された事業計画が選定基準を満たしていること。 ・適正な維持管理・運営の実施が期待できること。																		

## 別紙

### 都市公園事業計画書要旨

#### (1) 赤塚公園

選定基準	提案概要
1 平等で質の高いサービス確保	園内に管理事務所を設置し、利用者ニーズを把握しながら適切に管理運営を行い県民に平等な施設とする。
2 効用の最大限の発揮	園内の巡視・点検等を適切に行う等、安全・安心な公園の維持に努める。また、HP や SNS 等による情報発信、イベントの開催等により利用促進を図る。
3 経費の縮減	植物管理業務を自ら実施することで管理費の削減に努める。また、イベント等の自主事業を積極的に実施し収入増加を図る。
4 団体の有する物的・人的能力	開園以来の植物管理業務経験により、業務に関するノウハウ、知識を有しており、管理運営を適切に実施できる。

#### (2) 港公園

選定基準	提案概要
1 平等で質の高いサービス確保	公園施設の危険な利用について適切な指導を行うなど、全ての利用者が安全かつ快適に利用出来るよう努める。
2 効用の最大限の発揮	施設に異常がないか巡回点検し、危険な状態等を発見した場合は即座に対応するほか、公園パンフレットを配布するなどにより、公園の利用増進を図る。
3 経費の縮減	公園の特性を踏まえ、維持管理運営計画に基づく収支計画としている。
4 団体の有する物的・人的能力	開園以来、港公園の施設管理を行っているほか、市内の都市公園の管理も行っており、当該業務に関する組織体制、知識やノウハウを有している。

#### (3) 笠間芸術の森公園

選定基準	提案概要
1 平等で質の高いサービス確保	インフォメーションセンターを活用し、利用者ニーズを把握しながら適切に管理運営を行い県民に平等な施設とする。
2 効用の最大限の発揮	園内の巡視・点検等を適切に行う等、安全・安心な公園の維持に努める。また、HP やパンフレット等による情報発信、イベントの開催等により利用促進を図る。
3 経費の縮減	自動販売機設置により収入増加を図る。
4 団体の有する物的・人的能力	開園以来の管理運営経験により、業務に関するノウハウ、知識を有しており、管理運営を適切に実施できる。

(4) 北浦川緑地

選定基準	提案概要
1 平等で質の高いサービス確保	誰もが快適に憩い、また、スポーツレクリエーションの活動の場となるよう、利用者ニーズの把握を行いながら適切な管理運営を行い、県民の平等な利用に努める。
2 効用の最大限の発揮	利用状況に応じて適切かつ十分な維持管理を行うほか、市ホームページ、広報誌等で公園施設の PR を実施し、公園利用者の増進を図る。
3 経費の縮減	専門知識を有し特殊機械を操作できる土木作業員（市職員）が業務の一部を担うことで経費削減を図っている。
4 団体の有する物的・人的能力	市内公園 221箇所の管理を行っており、当該業務に関する様々な知識を有しているため、委託業者や土木作業員（市職員）と連携した、円滑かつ効果的な維持管理業務ができる。

## 第143号議案、第144号議案 指定管理者の指定について（下水道施設）

### 下水道課

#### 1 指定の内容

議案番号	施設名	指定管理者候補者	指定期間	債務負担行為限度額(千円)	
				うちR8年度	
143	鹿島臨海都市計画下水道	鹿島都市開発株式会社	R8.4.1 ～ R13.3.31 (5年間)	6,730,310	1,346,062
144	那珂久慈流域下水道	WA・KKE・BIOSグループ		8,967,895	1,793,579

#### 2 指定管理者候補者の概要

##### (1) 鹿島臨海都市計画下水道

団体の名称	鹿島都市開発株式会社
代表者名	代表取締役社長 中川 欽正
団体の所在地	神栖市大野原四丁目7番1号
備考	現在の指定管理者

##### (2) 那珂久慈流域下水道

団体の名称	WA・KKE・BIOSグループ
代表者名	株式会社ウォーターエージェンシー 茨城オペレーションセンター茨城営業所 所長 中村 光秀
構成団体	クボタ環境エンジニアリング株式会社 株式会社バイオス
代表団体の所在地	水戸市堀町1163番地17
備考	現在の指定管理者

#### 3 提案(事業計画書)の内容

別紙「指定管理下水道事業計画書要旨」参照

#### 4 募集(申請)及び選定結果

##### (1) 募集(申請)

募集期間：令和7年8月21日(木)から令和7年10月7日(火)

申請期間：令和7年9月30日(火)から令和7年10月7日(火)

応募団体：1団体(鹿島臨海都市計画下水道)

1団体(那珂久慈流域下水道)

(2) 選定結果

1 施設名	鹿島臨海都市計画下水道		那珂久慈流域下水道																					
2 指定管理者候補者	鹿島都市開発株式会社 代表取締役社長 中川 欽正		WA・KKE・BIOS グループ 株式会社ウォーターエージェンシー 茨城オペレーションセンター茨城営業所 所長 中村 光秀																					
3 指定期間	令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間																							
4 応募団体数	候補者を含めて1団体		候補者を含めて1団体																					
5 選定方法																								
(1)選定委員会 委員数	外部委員：茨城大学教授 (委員長) 藤田 昌史 日本下水道事業団 関東・北陸総合事務所次長 (副委員長) 柳沢 義昭 公認会計士・税理士 石川 知子 県側委員：土木部都市局長 矢内 勝浩 総務部管財課長 鈴木 英治																							
(2)選定方法	1次審査：事務局による書面審査 2次審査：選定委員会において事業計画書等審査																							
(3)選定基準	<table border="1"> <thead> <tr> <th>選定基準</th> <th>審査項目</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 平等（公共的）な利用の確保</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>申請団体の概要、応募理由</li> <li>施設の設置目的、業務目的の理解</li> <li>維持管理にあたっての基本方針</li> </ul> </td> <td>適・否</td> </tr> <tr> <td>2 効用の十分な発揮</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>維持管理の内容及び的確性</li> <li>業務を行うに当たっての独自の発想提案</li> <li>災害時等緊急時の対応</li> </ul> </td> <td>30点</td> </tr> <tr> <td>3 申請者の経験及び能力</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>有資格者の配置計画</li> <li>職員の確保の方法等</li> <li>職員の教育方針、研修体制</li> <li>職員の配置、雇用形態、組織体制</li> <li>申請者の経歴、業務実績</li> <li>経営基盤の安定性</li> </ul> </td> <td>30点</td> </tr> <tr> <td>4 経費の縮減</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>収支予算書</li> <li>節減のための方策等</li> </ul> </td> <td>30点</td> </tr> <tr> <td>5 その他</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報の保護</li> <li>地域貢献度</li> </ul> </td> <td>10点</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>100点</td> </tr> </tbody> </table>			選定基準	審査項目	配点	1 平等（公共的）な利用の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請団体の概要、応募理由</li> <li>施設の設置目的、業務目的の理解</li> <li>維持管理にあたっての基本方針</li> </ul>	適・否	2 効用の十分な発揮	<ul style="list-style-type: none"> <li>維持管理の内容及び的確性</li> <li>業務を行うに当たっての独自の発想提案</li> <li>災害時等緊急時の対応</li> </ul>	30点	3 申請者の経験及び能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>有資格者の配置計画</li> <li>職員の確保の方法等</li> <li>職員の教育方針、研修体制</li> <li>職員の配置、雇用形態、組織体制</li> <li>申請者の経歴、業務実績</li> <li>経営基盤の安定性</li> </ul>	30点	4 経費の縮減	<ul style="list-style-type: none"> <li>収支予算書</li> <li>節減のための方策等</li> </ul>	30点	5 その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報の保護</li> <li>地域貢献度</li> </ul>	10点			100点
選定基準	審査項目	配点																						
1 平等（公共的）な利用の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請団体の概要、応募理由</li> <li>施設の設置目的、業務目的の理解</li> <li>維持管理にあたっての基本方針</li> </ul>	適・否																						
2 効用の十分な発揮	<ul style="list-style-type: none"> <li>維持管理の内容及び的確性</li> <li>業務を行うに当たっての独自の発想提案</li> <li>災害時等緊急時の対応</li> </ul>	30点																						
3 申請者の経験及び能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>有資格者の配置計画</li> <li>職員の確保の方法等</li> <li>職員の教育方針、研修体制</li> <li>職員の配置、雇用形態、組織体制</li> <li>申請者の経歴、業務実績</li> <li>経営基盤の安定性</li> </ul>	30点																						
4 経費の縮減	<ul style="list-style-type: none"> <li>収支予算書</li> <li>節減のための方策等</li> </ul>	30点																						
5 その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報の保護</li> <li>地域貢献度</li> </ul>	10点																						
		100点																						
6 選定理由	選定委員会において上記選定基準に基づき審査した結果、以下の点が評価され、鹿島都市開発株式会社を指定管理者候補者として選定しました。 ・適正な維持管理・運営の実施が期待できること。																							
	選定委員会において上記選定基準に基づき審査した結果、以下の点が評価され、WA・KKE・BIOS グループを指定管理者候補者として選定しました。 ・適正な維持管理・運営の実施が期待できること。																							

## 別紙

### 指定管理下水道事業計画書要旨

#### (1) 鹿島臨海都市計画下水道

1 平等(公共的)な利用の確保	鹿島開発に際し施設管理を目的の一つとして設立された法人として、当該下水道の維持管理を的確に実施した実績があり、今後も鹿島臨海工業地帯の事業者等の汚水を遅滞なく処理し、適正かつ安定した運営に努める。
2 効用の十分な発揮	排水基準等の遵守はもちろんのこと、流入水量及び水質に対応したきめ細やかな運転管理と集中監視により、良好かつ適正な下水及び汚泥処理を実施する。
3 申請者の経歴及び能力	昭和45年から、工場排水処理施設としては全国的に類のない規模である深芝処理場の維持管理をはじめ、潮来浄化センターや鹿嶋市公共下水道など、近隣の類似施設の運転管理を行っており、豊富な実績がある。
4 経費の縮減	薬品単価の交渉や効率的な薬品の選択など、ユーティリティ経費縮減に取り組むとともに、汚泥処理においても効率的な運転を図り、経費縮減に努める。
5 その他	地元企業である強みを活かし、地域に密着したイベントに取り組むとともに、周辺地域の経済振興と地元人材の雇用・育成を図る。また、これまでの業務経験で得たノウハウを生かし、個人情報保護への社内取組を徹底する。

#### (2) 那珂久慈流域下水道

1 平等(公共的)な利用の確保	下水道施設の都市インフラとしての機能を最大限発揮するため、複数の県下水道施設の管理運営を受託した実績とノウハウを生かし、施設の適正かつ安定した管理運営に努める。
2 効用の十分な発揮	施設特性を熟知した経験豊富な従業員を配置できるとともに、県内に複数の拠点を有しております、平常時はもとより緊急時においても、迅速かつ的確な対応に努める。「水質監視システム」により、より安定的かつ効率的な運転管理を行う。
3 申請者の経歴及び能力	全国の各自治体の下水道処理施設の運転管理業務を受託しており、十分な知識と技術力を備えている。
4 経費の縮減	水処理及び汚泥処理の効率的な運転管理に努めるとともに、複数施設の管理を受託している強みを活かし、ユーティリティの一括発注等を行うことで費用の縮減を図る。
5 その他	従業者に対し、個人情報保護に関する意識の徹底と浸透を図る。また、資材等の地元調達を推進し、地域経済の振興に努める。

## 第145号議案・第146号議案 指定管理者の指定について（県営住宅及び共同施設）

### 住 宅 課

#### 1 指定の内容

議案番号	公の施設名	指定管理者の候補者	指定期間	債務負担行為限度額 (千円)	うちR8年度
145	県営住宅及び共同施設 (A地区：龍ヶ崎市、つくば市及び守谷市の区域 ※1)	一般財団法人 茨城県住宅管理センター	R8. 4. 1～ R13. 3. 31 (5年間)	791, 405	158, 281
146	県営住宅及び共同施設 (B地区：龍ヶ崎市、つくば市及び守谷市以外の区域 ※2)	一般財団法人 茨城県住宅管理センター	R8. 4. 1～ R13. 3. 31 (5年間)	7, 360, 530	1, 472, 106

※1 以下 (龍ヶ崎市外2市の区域)

※2 以下 (龍ヶ崎市外2市以外の区域)

#### 2 指定管理者候補者の概要

団体の名称	一般財団法人 茨城県住宅管理センター
代表者名	理事長 山田 陽一
団体の所在地	茨城県水戸市大町三丁目4番36号
設立年月日	平成22年4月1日 (（財）茨城住宅管理協会の県営住宅管理部門を母体にして設立)
基本財産	13, 000千円
従業員数	82名（役員を除く）

#### 3 提案（事業計画書）の概要

別紙「指定管理県営住宅及び共同施設事業計画書要旨」参照

#### 4 募集及び選定経過

##### (1) 募集経過

###### ①募集期間（うち申請書受付期間）

令和7年8月7日～令和7年9月24日（9月10日～9月24日）

###### ②募集説明会（参加団体数）及び応募団体数

No.	公の施設名	募集説明会		応募団体数
		開催日	参加団体数	
1	県営住宅及び共同施設 (龍ヶ崎市外2市の区域)	令和7年8月26日 (合同開催)	2団体	2団体
2	県営住宅及び共同施設 (龍ヶ崎市外2市以外の区域)			

(2) 選定結果

1 指定管理者候補者	龍ヶ崎市外2市の区域 一般財団法人 茨城県住宅管理センター 理事長 山田 陽一	龍ヶ崎市外2市以外の区域 一般財団法人 茨城県住宅管理センター 理事長 山田 陽一																		
2 指定期間	令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間																			
3 応募団体数	候補者を含めて2団体																			
4 選定方法																				
(1) 選定委員会 委員名	外部委員：茨城大学教授（委員長） 熊澤 貴之 公認会計士（副委員長） 安 智範 弁護士 丸山 洋平 社会福祉法人茨城県社会福祉協議会会長 竹之内 章代（欠席） 県側委員：土木部次長 片岡 唯明 総務部管財課公有財産維持活用推進室長 畠山 孝紀 （同室長補佐 間島 努 代理出席）																			
(2) 選定方法	1次審査：事務局による書面審査 2次審査：選定委員会においてヒアリング、事業計画書等審査																			
(3) 選定基準	<table border="1"> <thead> <tr> <th>選定基準</th> <th>審査項目</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 県民の平等利用の確保</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県民の平等利用が確保されているか。</li> <li>・関係法令及び条例の規定を遵守し、適正な管理ができるか。</li> <li>・利用者本位の質の高いサービスが提供されているか。</li> </ul> </td> <td>20点</td> </tr> <tr> <td>2 施設の効用の最大限の發揮</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設置目的や性格を十分に理解した計画か。</li> <li>・計画の内容を適切に遂行できるか。</li> <li>・適切な施設の維持管理が確保されているか。</li> </ul> </td> <td>20点</td> </tr> <tr> <td>3 経費の節減</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・効率的な管理運営が行えるか。</li> <li>・修繕工事が効率的に行われるか。</li> <li>・収支計画は妥当か。</li> </ul> </td> <td>15点</td> </tr> <tr> <td>4 業務を安定して行う物的・人的能力</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安定的な経営基盤を有しているか。</li> <li>・効果的・効率的な管理運営の体制か。</li> <li>・公営住宅又は類似施設における相当の知識又は管理実績を有しているか。</li> <li>・指定管理業務に必要な相当の知識及び経験を有する適切な人材を確保しているか。</li> <li>・緊急時に必要な対応ができるか。</li> <li>・適切に個人情報を管理できるか。</li> </ul> </td> <td>45点</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td>100点</td></tr> </tbody> </table>		選定基準	審査項目	配点	1 県民の平等利用の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民の平等利用が確保されているか。</li> <li>・関係法令及び条例の規定を遵守し、適正な管理ができるか。</li> <li>・利用者本位の質の高いサービスが提供されているか。</li> </ul>	20点	2 施設の効用の最大限の發揮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置目的や性格を十分に理解した計画か。</li> <li>・計画の内容を適切に遂行できるか。</li> <li>・適切な施設の維持管理が確保されているか。</li> </ul>	20点	3 経費の節減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・効率的な管理運営が行えるか。</li> <li>・修繕工事が効率的に行われるか。</li> <li>・収支計画は妥当か。</li> </ul>	15点	4 業務を安定して行う物的・人的能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安定的な経営基盤を有しているか。</li> <li>・効果的・効率的な管理運営の体制か。</li> <li>・公営住宅又は類似施設における相当の知識又は管理実績を有しているか。</li> <li>・指定管理業務に必要な相当の知識及び経験を有する適切な人材を確保しているか。</li> <li>・緊急時に必要な対応ができるか。</li> <li>・適切に個人情報を管理できるか。</li> </ul>	45点			100点
選定基準	審査項目	配点																		
1 県民の平等利用の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民の平等利用が確保されているか。</li> <li>・関係法令及び条例の規定を遵守し、適正な管理ができるか。</li> <li>・利用者本位の質の高いサービスが提供されているか。</li> </ul>	20点																		
2 施設の効用の最大限の發揮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置目的や性格を十分に理解した計画か。</li> <li>・計画の内容を適切に遂行できるか。</li> <li>・適切な施設の維持管理が確保されているか。</li> </ul>	20点																		
3 経費の節減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・効率的な管理運営が行えるか。</li> <li>・修繕工事が効率的に行われるか。</li> <li>・収支計画は妥当か。</li> </ul>	15点																		
4 業務を安定して行う物的・人的能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安定的な経営基盤を有しているか。</li> <li>・効果的・効率的な管理運営の体制か。</li> <li>・公営住宅又は類似施設における相当の知識又は管理実績を有しているか。</li> <li>・指定管理業務に必要な相当の知識及び経験を有する適切な人材を確保しているか。</li> <li>・緊急時に必要な対応ができるか。</li> <li>・適切に個人情報を管理できるか。</li> </ul>	45点																		
		100点																		
5 選定理由	選定委員会において上記選定基準に基づき審査した結果、以下の点が評価され、一般財団法人茨城県住宅管理センターを指定管理者候補者として選定しました。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住宅セーフティネットとしての役割をよく理解しており、入居者に寄り添った利用者本位のサービス対応が期待できる。</li> <li>・ 災害への備えや、コミュニティの活性化、高齢者支援など、課題解決に向けた主体的な姿勢が評価できる。</li> <li>・ これまでの住宅管理の実績から、安定的な管理が期待できる。</li> </ul>																			

(別紙)

### 指定管理県営住宅及び共同施設 事業計画書要旨

基本方針	県営住宅の管理運営にあたっては①公平の確保、②安全の提供、③効率的な事業運営の3点を管理運営の基本に、入居者からの要望を迅速に業務に反映し、業務遂行にあたり自治体との丁寧な打合せの実施、定期的な研修の受講など、指定管理者として求められる対応能力の向上を図る。入居者からの意見・相談には真摯に向き合い、公平・公正なサービスの提供を徹底する。
管理運営体制	本部と県内3か所（水戸・日立・つくば）の事務所が連携して業務遂行・品質管理を確保する。緊急の際には、全社をあげたバックアップ体制が可能。
入退去業務	入退去相談や苦情対応については入居者の立場にたって親身に対応し、「安心」を提供する。 入去手続きでは、休日審査や出張審査の実施、個別の状況に合わせた対応を実施。 苦情対応では、独自の「苦情（要望）処理システムを活用、迅速・的確に対応する。
家賃等収納業務	家賃は、「応能応益家賃制度」として適切に決定されていることから、県民の公平性を保持するため、確実かつ適正な収納に努める。 生活困窮者については、各種届出申請や関係機関の案内等を行い、居住の安定を図る。 悪質滞納者については、法的措置の対象者として対応状況を取りまとめ定期的に報告する。
修繕業務	施設管理及び修繕業務は、本部と各事務所が連携し、費用対効果の高い予算配分・執行と、工事発注における公平・公正・透明性の確保及び経費節減に努める。 コールセンター及び業者による24時間365日のきめ細かな対応を行う。 県内各地区に公募した地元業者と「指定工事店」の協定を締結し、迅速な修繕業務を実施する。
緊急時対策	これまでの大規模災害の経験を踏まえ、独自の各種マニュアル等を策定し、関係機関との連携を図りつつ、災害の状況に応じて職員・指定工事店の待機や被災状況の確認・調査、入居者への対応を迅速かつ的確にできる体制を整えている。
収支計画	(龍ヶ崎市外2市の区域) R8 158,210千円、R8～R12 791,050千円 (龍ヶ崎市外2市以外の区域) R8 1,472,010千円、R8～R12 7,360,050千円
管理実績	県営住宅及び共同施設 154団地 12,973戸 茨城県内市町営住宅 17市町 13,722戸

※収支計画以外は、公募した2地区において、ほぼ共通の内容

## 第 157 号議案 工事請負契約の締結について（久慈大橋橋梁下部工事）

道路建設課

### 1 議案提出の理由

日立市留町地先の一般国道 245 号「久慈大橋橋梁下部工事」について、鹿島・株木・オカベ特定建設工事共同企業体（埼玉県さいたま市大宮区大門町二丁目 118 番地）と 26 億 5241 万 9 千円をもって、請負契約を締結しようとするものである。

### 2 現況・課題

一般国道 245 号は水戸市から日立市に至る幹線道路であり、産業・観光の両面において、地域振興を支える重要な路線である。

このうち、一級河川久慈川を渡河する久慈大橋を含め日立市内については、一部を除いて 2 車線となっており、朝夕の通勤時間帯を中心に慢性的な交通渋滞が発生している。

### 3 必要性・ねらい

渋滞解消、物流機能強化を図るため、平成 30 年から東海村豊岡～日立市留町区間ににおいて、一般国道 245 号の 4 車線化整備を進めており、久慈大橋の架け替えに伴い、橋梁下部工事に着手するもの。

### 4 事業の内容

- 1) 概要 久慈大橋橋梁下部工事に係る請負契約の締結  
2) 契約相手方 鹿島・株木・オカベ特定建設工事共同企業体  
代表者  
鹿島建設株式会社 代表取締役社長 天野 裕正  
代理人  
関東支店常務執行役員支店長 野村 祥一  
3) 契約額 2,652,419,000 円  
4) 工期 令和 7 年 12 月～令和 10 年 6 月  
5) 工事箇所 日立市留町地先  
6) 工事概要 橋梁下部工（橋脚）N = 1 基  
7) 予算（債務負担行為）  
ア) 設定期 令和 7 年第 1 回定例会で承認  
イ) 期間 令和 8 年度～令和 10 年度  
ウ) 限度額 3,700,000 千円  
エ) 年度割

（単位：千円）

事業費	R 7	R 8	R 9	R 10
4,000,000	300,000	1,400,000	1,300,000	1,000,000

### 5 参考事項

議決の根拠法令等

- ・地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号
- ・議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条

07国補地道第07-03-501-Z-001号

橋梁下部工事（久慈大橋P5橋脚）

路線名：一般国道245号

仮契約額：2,652,419,000円（税込）

工期：令和10年6月30日まで

### 【工事内容】

橋梁下部工事（久慈大橋P5橋脚）N=1基

钢管矢板井筒基礎工 N=52本

橋脚躯体工 V=2, 145m<sup>3</sup>

船舶工 N=1式

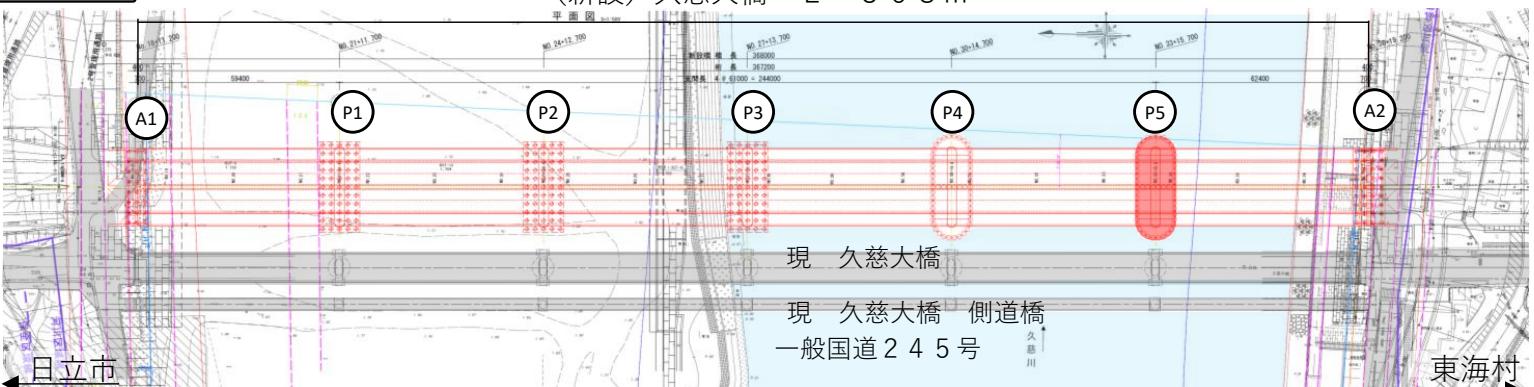
### 位置図



工事箇所  
日立市

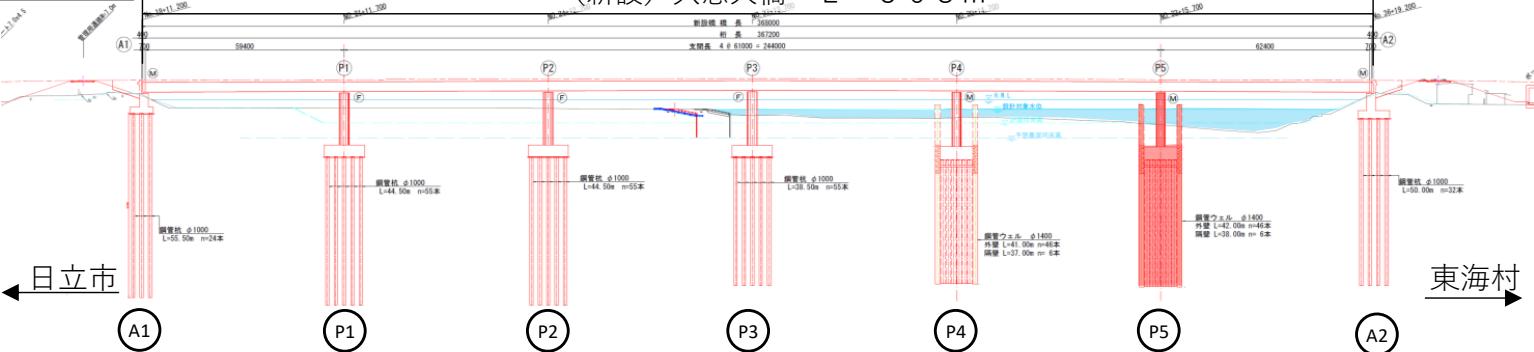
### 平面図

(新設) 久慈大橋 L = 368 m



### 側面図

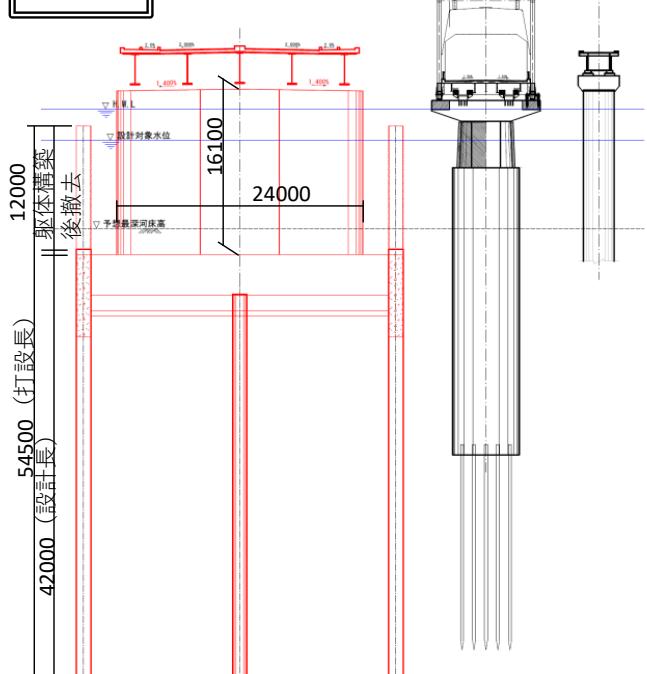
(新設) 久慈大橋 L = 368 m



### 断面図

P5橋脚  
新設橋

現況写真



# 第 158 号議案 工事請負契約の締結について（上岡橋橋梁上部工事）

道路建設課

## 1 議案提出の理由

久慈郡大子町上岡地先の一般国道 461 号上岡橋橋梁上部工事について、川田建設株式会社（水戸市中央 1 丁目 8 番 4 号）と 6 億 6,906 万 4 千円をもって、請負契約を締結しようとするものである。

## 2 現況・課題

一般国道 461 号は、栃木県日光市から日立市に至る道路であり、災害時の緊急輸送道路として指定される大変重要な路線である。

このうち、一級河川押川に架かる上岡橋は、建設から 68 年が経過しており、主桁の劣化が著しく進行するなど、機能の低下が懸念されている。

## 3 必要性・ねらい

老朽化する上岡橋について、安全性を確保するため架替えを行うもの。

## 4 事業の内容

- 1) 概要 上岡橋橋梁上部工事に係る請負契約の締結
- 2) 契約相手方 川田建設株式会社 茨城営業所所長 星 遼太郎
- 3) 契約額 669,064,000 円
- 4) 工期 令和 7 年 12 月～令和 9 年 1 月
- 5) 工事箇所 久慈郡大子町上岡地先
- 6) 工事概要 橋梁上部工事 橋長 L=67.8m 幅員 W=11.7m  
P C 橋製作・架設工 L=67.8m
- 7) 予算（債務負担行為）
  - ア) 設定期 令和 7 年第 1 回定例会で承認
  - イ) 期間 令和 8 年度
  - ウ) 限度額 700,000 千円
  - エ) 年度割

（単位：千円）

事業費	R 7	R 8
900,000	200,000	700,000

## 5 参考事項

議決の根拠法令等

- ・地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号
- ・議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条

# 07国補地道第07-03-141-Z-001号

## 橋梁上部工事（上岡橋）

路線名：一般国道461号

仮契約額：669,064,000円（税込）

工期：400日間

### 【工事内容】

橋梁上部工事（上岡橋）  $L = 67.8\text{m}$

桁製作・架設工  $N = 20\text{本}$

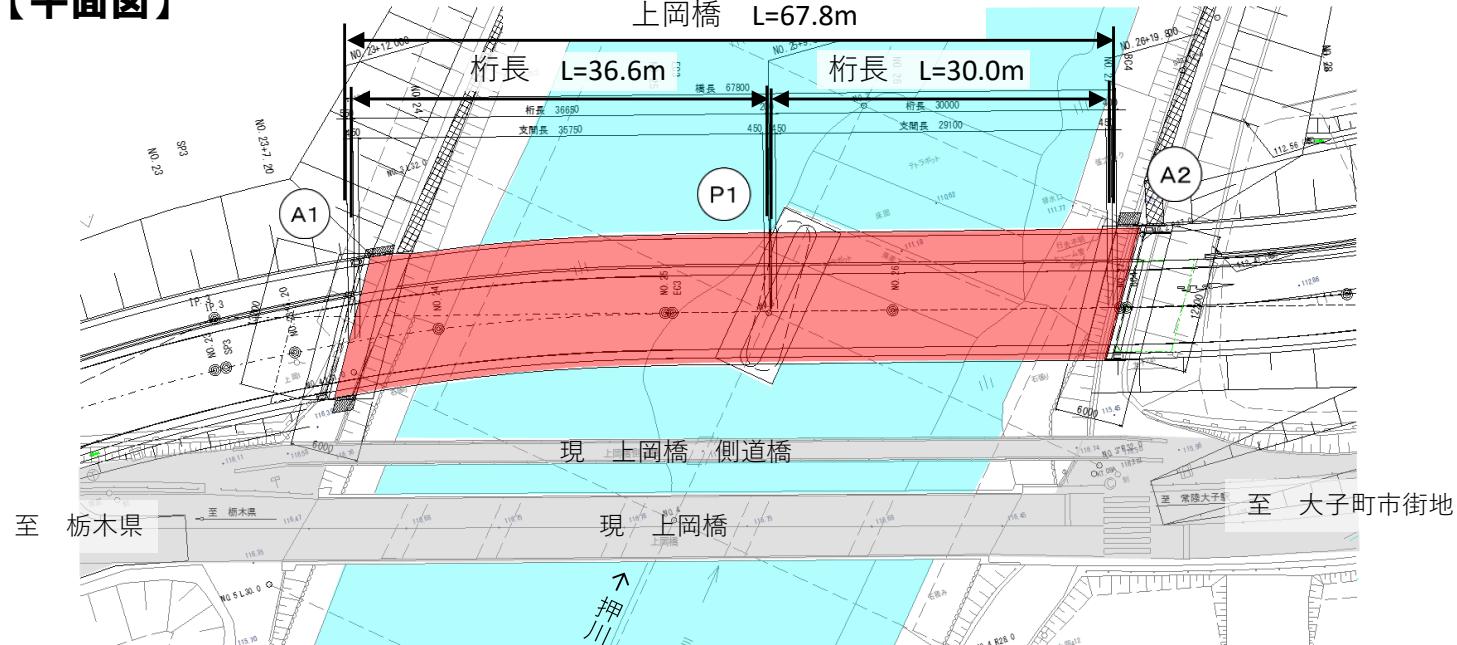
支承工  $N = 40\text{個}$

伸縮装置工  $L = 24\text{m}$

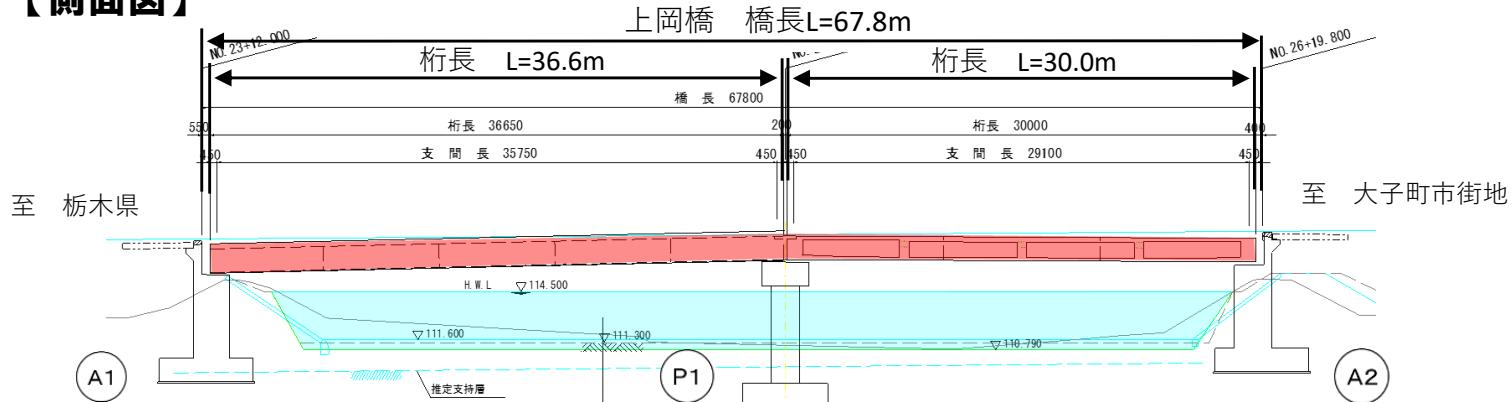
### 【位置図】



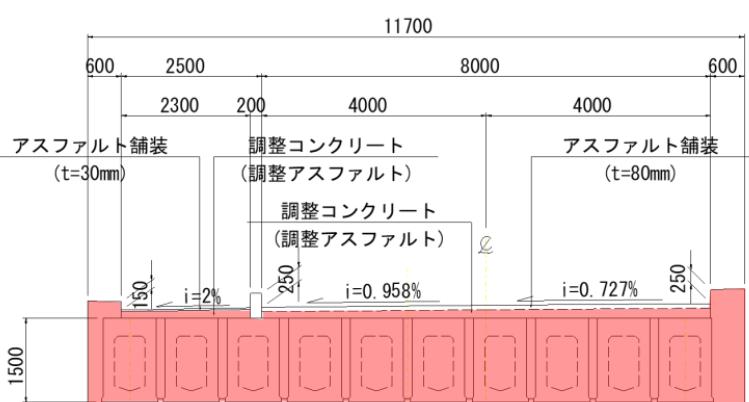
### 【平面図】



### 【側面図】



### 【標準横断図】



### 【現場写真】



# 第 161 号議案 工事請負契約の変更について ((仮称) 第 6 号橋橋梁上部工事)

道路建設課

## 1 議案提出の理由

常陸太田市高貫町地内の合併支援道路（仮称）第 6 号橋橋梁上部工事について、ピーエス・コンストラクション株式会社（行方市芹沢 920 番 82）と 7 億 2,254 万 6 千円をもって、請負契約を締結し工事を実施中のところ、主桁幅等に変更が生じたため、1 億 3,860 万円を増額し、8 億 6,114 万 6 千円をもって、請負契約の変更をしようとするものである。

## 2 現況・課題

常陸太田市道 0139 号線及び日立市道 6750 号線は、常陸太田市と日立市間のアクセス向上のために、両市が整備を進めている延長 5.5 km のバイパス事業である。

このうち、常陸太田市道 0139 号線の整備については、市からの受託により実施している。

当区間の既存道路は、幅員が狭い上、道路線形が屈曲していることから、早急な整備が求められている。

## 3 必要性・ねらい

(仮称) 第 6 号橋橋梁上部工事について、主桁幅等に変更が生じたため、増額変更するもの。

## 4 事業の内容

- |          |                                                             |
|----------|-------------------------------------------------------------|
| 1) 概要    | (仮称) 第 6 号橋橋梁上部工事に係る請負契約の変更                                 |
| 2) 契約相手方 | ピーエス・コンストラクション株式会社<br>茨城営業所所長 渡辺 健一                         |
| 3) 契約日   | 令和 6 年 12 月 16 日                                            |
| 4) 既契約額  | 722,546,000 円                                               |
| 5) 増減額   | 138,600,000 円増                                              |
| 6) 変更額   | 861,146,000 円                                               |
| 7) 工期    | 令和 6 年 12 月 17 日～令和 8 年 3 月 11 日 (450 日間)                   |
| 8) 工事箇所  | 常陸太田市高貫町地内                                                  |
| 9) 工事概要  | 橋梁上部工事 延長 L = 131.4m 幅員 W = 11.5m<br>P C 橋製作・架設工 L = 131.4m |

## 5 参考事項

議決の根拠法令等

- ・地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号
- ・議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条

# 06県単支援道改第06-03-994-0-001号

## 橋梁上部工事（（仮称）第6号橋）

路線名：常陸太田市道0139号線

箇所名：常陸太田市高貴町地内

工 期：令和6年12月17日～令和8年3月11日

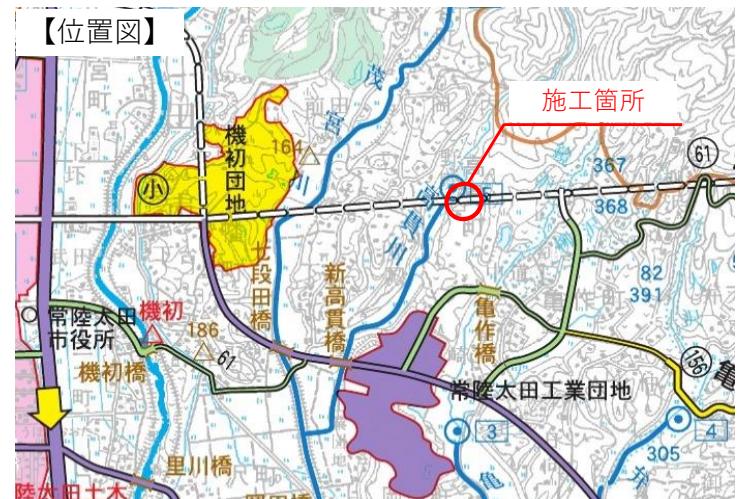
受注者：ピース・コンストラクション（株）

現契約額：722,546,000円（税込）

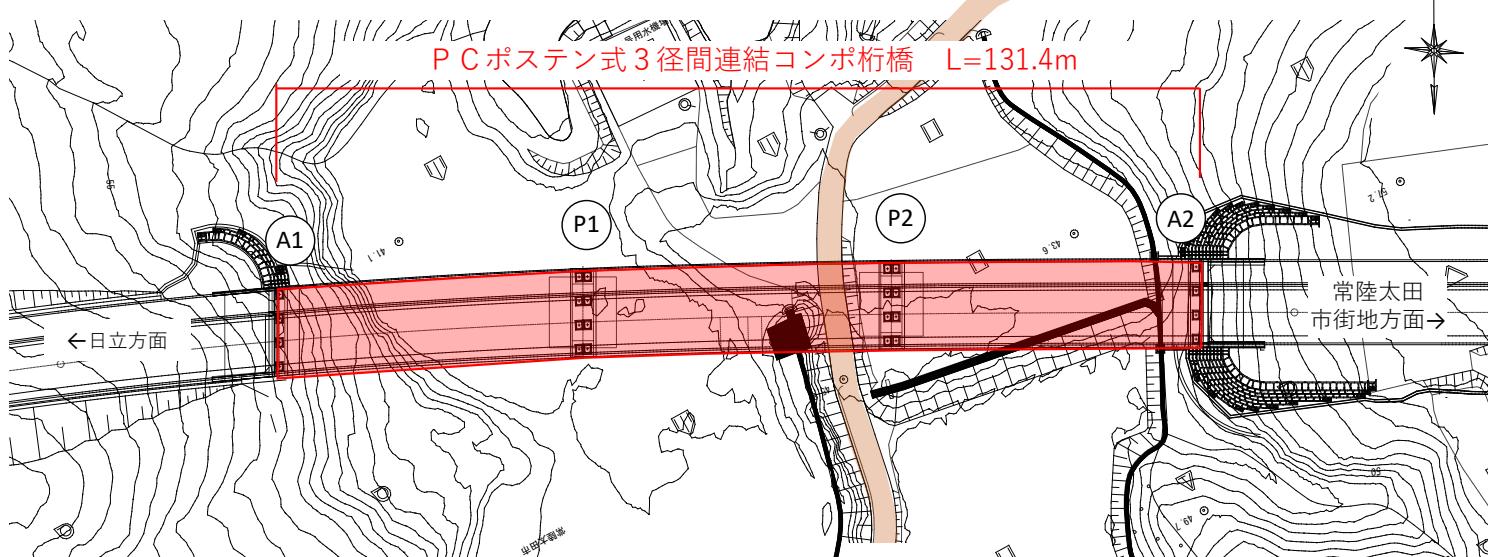
変更請負額：861,146,000円（税込）

（138,600,000円増）

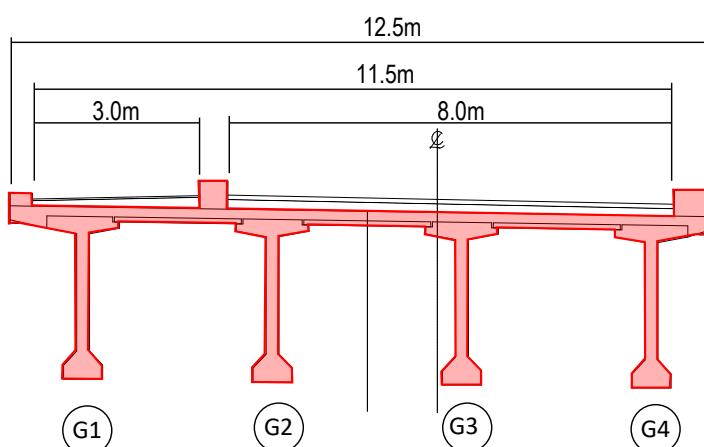
【位置図】



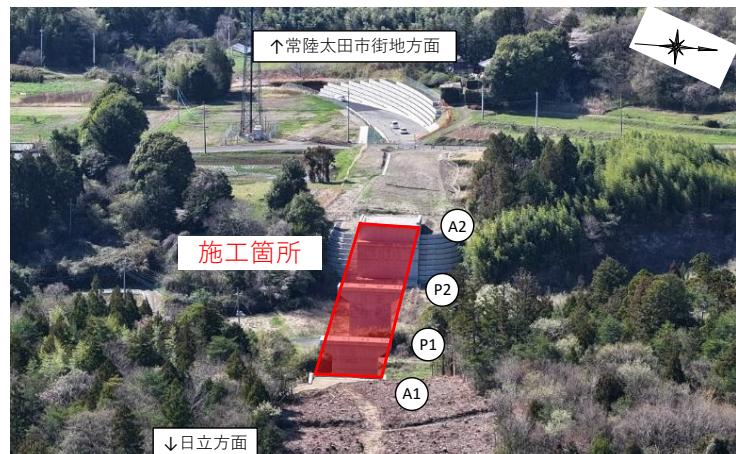
【平面図】



【標準横断図】



【現場写真】



【主な変更理由】

□ 主桁幅等の変更

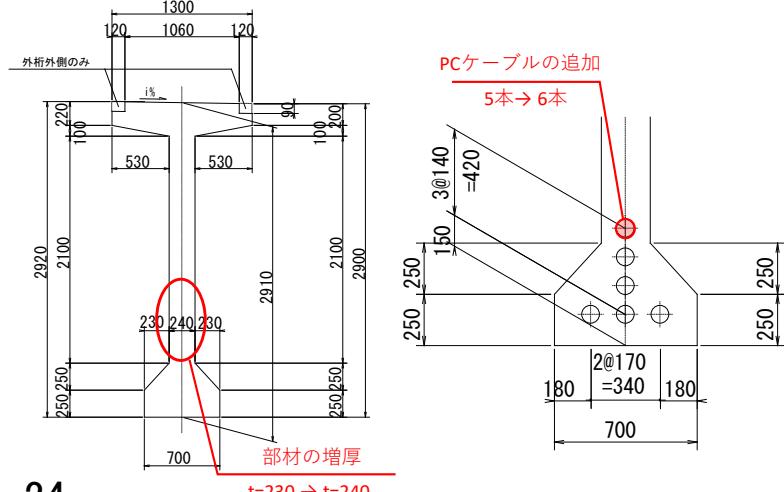
→ 部材の増厚

PCケーブルの本数追加

□ 上記に伴うゴム支承の形状及び

厚さの変更

など



**報告第4号 地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分について  
(別記1 損害賠償の額の決定について)**

**道路維持課**

**1 報告提出の理由**

県道水戸鉾田佐原線に隣接する駐車場で発生した車両破損事故について、令和7年11月11日専決処分したので、地方自治法第179条第3項に基づいて報告するものである。

**2 損害賠償の相手方**

個人

**3 示談の概要**

**(1) 事故発生日**

令和7年5月31日（土）午後3時30分頃

**(2) 事故発生場所**

東茨城郡大洗町港中央17番地の1駐車場内

**(3) 事故概要**

県道水戸鉾田佐原線敷地内の樹木が落下し、上記場所に駐車していた普通乗用自動車を破損した。

**(4) 損害賠償の額**

1,041,947円

（全て損害保険ジャパン株式会社からの支払）

## 二級河川 関根川・里根川水系河川整備計画の変更について

河川課

### 1 変更理由等

- 河川整備計画は、河川法第16条の2の規定に基づき、計画的に実施すべき具体的な河川工事等について定めるものであり、本計画は、二級河川のうち関根川・里根川を対象としている。
- 令和5年台風第13号による浸水被害を踏まえ、関根川・里根川における対策について、河川法に基づく所要の変更を行う。

### 2 内容

#### (1) 関根川・里根川水系河川整備計画変更の概要

- 県北沿岸部の河川では、令和5年台風第13号により甚大な浸水被害が発生したことから、現在、県と地元市・村が主体となり、ハード・ソフトが一体となった緊急対策を進めているところである。
- このうち、関根川・里根川においては、再度災害防止に向けた対策として、河川整備計画を変更し、調節池等の整備を追加する。

#### (2) 変更スケジュール（予定）

- 令和7年12月～ パブリックコメント
- 令和8年2月～ パブリックコメント結果の公表
- 国土交通省等との協議
- 関係首長等への意見照会
- 変更認可申請

### 3 パブリックコメントの実施

#### (1) 目的

関根川・里根川沿川をはじめとした関係住民の意見を広く求め、地域の意向を十分に反映させるため、パブリックコメントを実施する。

#### (2) 実施期間

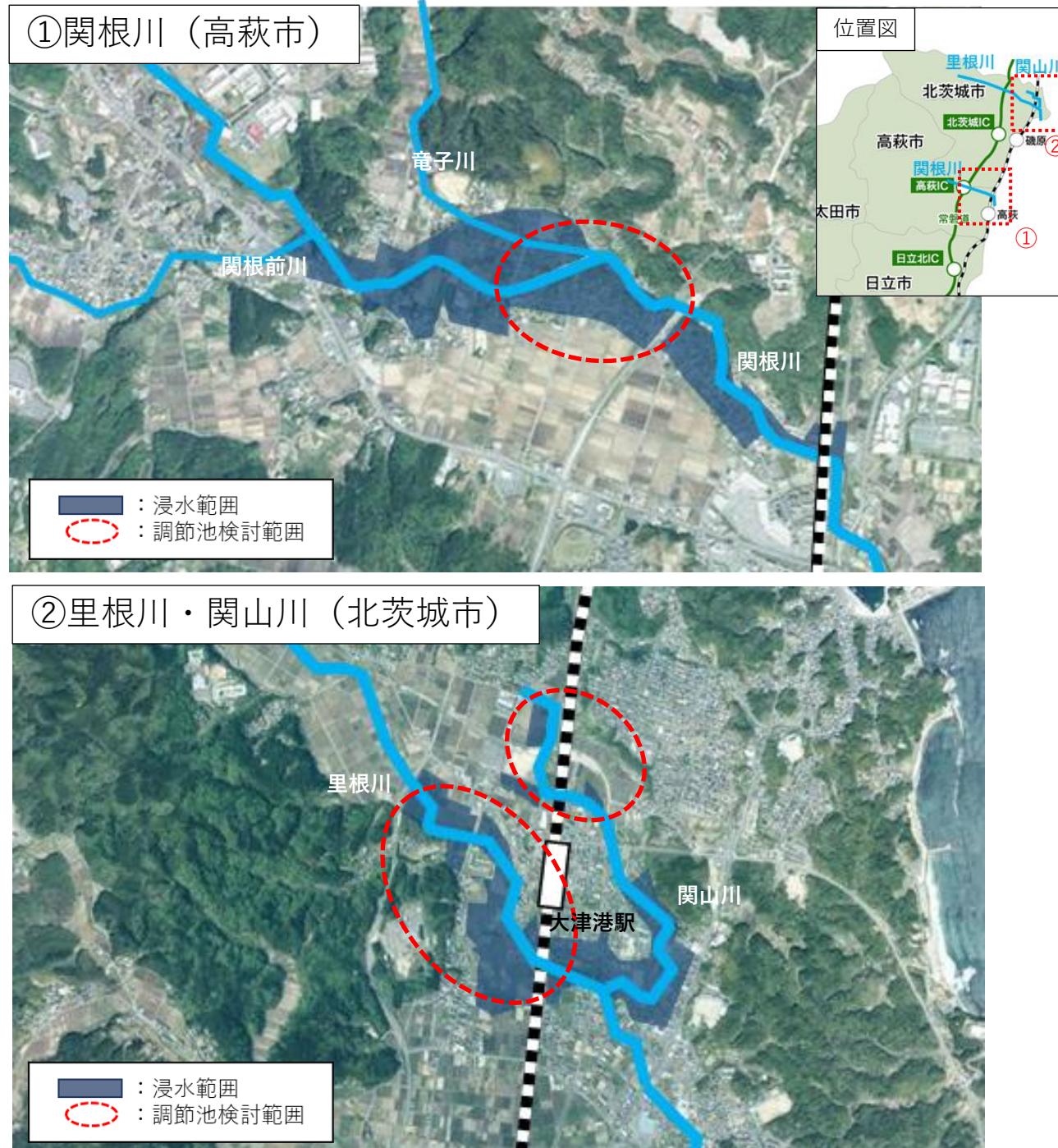
令和7年12月15日～令和8年1月13日（30日間）（予定）

#### (3) 意見募集方法

- 茨城県ホームページへの掲載
- 茨城県土木部河川課、高萩工事事務所、行政情報センター、各県民センター等での閲覧

# 関根川・里根川水系河川整備計画の変更について

- 令和5年台風第13号では、高萩市の関根川、北茨城市的里根川水系において甚大な浸水被害が発生。
- 再度災害の防止に向けて、河川整備計画を変更し、調節池等の整備を追加する。



## 茨城沿岸海岸保全基本計画の変更について

河川課

### 1 変更理由等

- 海岸保全基本計画は、海岸法第2条の3の規定に基づき、防護・環境・利用の3つの観点から、海岸の保全に関する基本的事項について定めるものであり、本計画は、茨城沿岸全域を対象としている。
- 令和2年に国が定める海岸保全基本方針が気候変動の影響を踏まえたものに変更されたことから、本県海岸においても、海岸法に基づき海岸保全基本計画の変更を行う。

### 2 内容

#### (1) 茨城沿岸海岸保全基本計画変更の概要

- 現在、沿岸部における計画的な防災・減災対策などを明記した海岸保全基本計画に基づき、施設の適切な維持管理に取り組んでいる。
- 今般、将来の気候変動を踏まえた海水面の上昇や高潮波浪等の強大化への対応について、ハード対策（堤防嵩上げ等）やソフト対策（海岸地形のモニタリング等）を検討し、今後の海岸保全の考え方を整理する。

#### (2) 変更スケジュール（予定）

- 令和8年1月～ パブリックコメント
- 2月～ パブリックコメント結果の公表
- 関係首長等への意見照会
- 国土交通省等との協議

### 3 パブリックコメントの実施

#### (1) 目的

本県海岸の沿岸をはじめとした関係住民の意見を広く求め、地域の意向を十分に反映させるため、パブリックコメントを実施する。

#### (2) 実施期間

令和8年1月19日～令和8年2月17日（30日間）（予定）

#### (3) 意見募集方法

- 茨城県ホームページへの掲載
- 茨城県土木部河川課、海岸を所管する土木（工事）事務所、各港湾事務所、行政情報センター、各県民センターでの閲覧

# 「茨城沿岸海岸保全基本計画」の変更について

- 将来の気候変動による影響を踏まえ、令和2年に国が定める「海岸保全基本方針」が変更された。
- これに伴い、本県の海岸においても気候変動による影響を踏まえ、海岸保全の考え方を整理し、「茨城沿岸海岸保全基本計画」の変更を行う。

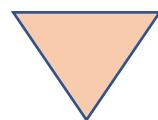


## 海岸保全基本方針の変更

(国土交通省・農林水産省)

令和2年11月

将来の気候変動を踏まえた海面の上昇や、高潮波浪等の強大化への対応が必要



「茨城沿岸海岸保全基本計画」を変更し、海岸保全基本方針の内容を反映させる

### ①ハード対策

(堤防等の嵩上げ、侵食対策等)

### ②ソフト対策

(海岸地形のモニタリング等)

土木部関連抜粋

令和 7 年 11 月 28 日 開 会

①

# 令和 7 年第 4 回茨城県議会定例会議案

茨 城 県

## 令和7年第4回茨城県議会定例会議案目次

頁

第123号議案	令和7年度茨城県一般会計補正予算（第4号）	1
第124号議案	令和7年度茨城県港湾事業特別会計補正予算（第2号）	4
第125号議案	令和7年度茨城県病院事業会計補正予算（第1号）	6
第126号議案	令和7年度茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計補正予算（第2号）	7
第127号議案	令和7年度茨城県流域下水道事業会計補正予算（第2号）	8
第128号議案	茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	9
第129号議案	介護保険法に基づき介護医療院の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	11
第130号議案	当せん金付証票の発売について	12
第131号議案	県有財産の取得について	13
第132号議案	指定管理者の指定について（茨城県総合福祉社会館）	14
第133号議案	指定管理者の指定について（茨城県立点字図書館、茨城県立視覚障害者福祉センター）	15
第134号議案	指定管理者の指定について（茨城県立聴覚障害者福祉センターやすらぎ）	16
第135号議案	指定管理者の指定について（茨城県大洗マリンタワー）	17
第136号議案	指定管理者の指定について（茨城県立国民宿舎「鶴の岬」、茨城県立カントリープラザ「鶴の岬」）	18
第137号議案	指定管理者の指定について（つくば国際会議場）	19
第138号議案	指定管理者の指定について（茨城港大洗港区のマリーナ地区の港湾環境整備施設）	20
第139号議案	指定管理者の指定について（赤塚公園）	21
第140号議案	指定管理者の指定について（港公園）	22
第141号議案	指定管理者の指定について（笠間芸術の森公園）	23
第142号議案	指定管理者の指定について（北浦川緑地）	24
第143号議案	指定管理者の指定について（鹿島臨海都市計画下水道）	25
第144号議案	指定管理者の指定について（那珂久慈流域下水道）	26
第145号議案	指定管理者の指定について（県営住宅及び共同施設（龍ヶ崎市、つくば市及び守谷市の区域））	27
第146号議案	指定管理者の指定について（県営住宅及び共同施設（龍ヶ崎市、つくば市及び守谷市以外の区域））	28
第147号議案	指定管理者の指定について（茨城県立こども病院）	29
第148号議案	指定管理者の指定について（茨城県水戸生涯学習センター）	30
第149号議案	指定管理者の指定について（茨城県県北生涯学習センター）	31
第150号議案	指定管理者の指定について（茨城県鹿行生涯学習センター）	32
第151号議案	指定管理者の指定について（茨城県県南生涯学習センター）	33
第152号議案	指定管理者の指定について（茨城県県西生涯学習センター）	34
第153号議案	指定管理者の指定について（茨城県立歴史館）	35
第154号議案	指定管理者の指定について（堀原運動公園）	36
第155号議案	指定管理者の指定について（笠松運動公園）	37
第156号議案	指定管理者の指定について（茨城県営ライフル射撃場）	38
第157号議案	工事請負契約の締結について（久慈大橋橋梁下部工事）	39
第158号議案	工事請負契約の締結について（上岡橋橋梁上部工事）	40
第159号議案	工事請負契約の締結について（古河警察署付属棟新築工事）	41

第160号議案 工事請負契約の変更について ((仮) 土浦保健所他改築工事) .....	42
第161号議案 工事請負契約の変更について ((仮称) 第6号橋橋梁上部工事) .....	43
報告第4号 地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分について .....	45

算

予

## 第123号議案

### 令和7年度 茨城県一般会計補正予算（第4号）

令和7年度茨城県一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第1条 債務負担行為の補正是、「第1表 債務負担行為補正」による。

令和7年11月28日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 債務負担行為補正

(新規分)

事項	事業内容	期間	限度額
茨城県総合福祉会館の管理運営に係る協定	茨城県総合福祉会館の管理運営に係る協定を株式会社茨城興産と締結する。	自令和8年度至令和12年度	461,035千円
茨城県立点字図書館及び茨城県立視覚障害者福祉センターの管理運営に係る協定	茨城県立点字図書館及び茨城県立視覚障害者福祉センターの管理運営に係る協定を社会福祉法人茨城県視覚障害者協会と締結する。	自令和8年度至令和12年度	258,440千円
茨城県立聴覚障害者福祉センターやすらぎの管理運営に係る協定	茨城県立聴覚障害者福祉センターやすらぎの管理運営に係る協定を一般社団法人茨城県聴覚障害者協会と締結する。	自令和8年度至令和12年度	157,535千円
つくば国際会議場の管理運営に係る協定	つくば国際会議場の管理運営に係る協定をつくば国際会議場マネジメントグループ代表団体株式会社コンベンションリンクエージと締結する。	自令和8年度至令和9年度	38,923千円
赤塚公園の管理運営に係る協定	赤塚公園の管理運営に係る協定を橋本造園土木株式会社と締結する。	自令和8年度至令和10年度	100,530千円
港公園の管理運営に係る協定	港公園の管理運営に係る協定を神栖市と締結する。	自令和8年度至令和12年度	102,770千円
笠間芸術の森公園の管理運営に係る協定	笠間芸術の森公園の管理運営に係る協定を笠間市と締結する。	自令和8年度至令和12年度	331,980千円
北浦川緑地の管理運営に係る協定	北浦川緑地の管理運営に係る協定を取手市と締結する。	令和8年度	12,137千円
県営住宅及び共同施設(龍ヶ崎市、つくば市及び守谷市の区域)の管理運営に係る協定	県営住宅及び共同施設(龍ヶ崎市、つくば市及び守谷市の区域)の管理運営に係る協定を一般財団法人茨城県住宅管理センターと締結する。	自令和8年度至令和12年度	791,405千円
県営住宅及び共同施設(龍ヶ崎市、つくば市及び守谷市以外の区域)の管理運営に係る協定	県営住宅及び共同施設(龍ヶ崎市、つくば市及び守谷市以外の区域)の管理運営に係る協定を一般財団法人茨城県住宅管理センターと締結する。	自令和8年度至令和12年度	7,360,530千円
茨城県水戸生涯学習センターの管理運営に係る協定	茨城県水戸生涯学習センターの管理運営に係る協定を公益財団法人茨城県教育財団と締結する。	自令和8年度至令和12年度	778,660千円
茨城県県北生涯学習センターの管理運営に係る協定	茨城県県北生涯学習センターの管理運営に係る協定を特定非営利活動法人インパクトと締結する。	自令和8年度至令和12年度	315,150千円

茨城県鹿行生涯学習センターの管理運営に係る協定	茨城県鹿行生涯学習センターの管理運営に係る協定を公益財団法人茨城県教育財団と締結する。	自 令和8年度 至 令和12年度	921,075千円
茨城県県南生涯学習センターの管理運営に係る協定	茨城県県南生涯学習センターの管理運営に係る協定を特定非営利活動法人ひと・まちねっとわーくと締結する。	自 令和8年度 至 令和12年度	654,375千円
茨城県県西生涯学習センターの管理運営に係る協定	茨城県県西生涯学習センターの管理運営に係る協定を日本スポーツ振興協会グループ代表団体特定非営利活動法人日本スポーツ振興協会と締結する。	自 令和8年度 至 令和12年度	619,397千円
茨城県立歴史館の管理運営に係る協定	茨城県立歴史館の管理運営に係る協定を公益財団法人茨城県教育財団と締結する。	自 令和8年度 至 令和12年度	2,550,700千円
堀原運動公園の管理運営に係る協定	堀原運動公園の管理運営に係る協定を公益財団法人茨城県スポーツ協会と締結する。	自 令和8年度 至 令和12年度	863,490千円
笠松運動公園の管理運営に係る協定	笠松運動公園の管理運営に係る協定を公益財団法人茨城県スポーツ協会と締結する。	令和8年度	557,147千円
茨城県営ライフル射撃場の管理運営に係る協定	茨城県営ライフル射撃場の管理運営に係る協定を茨城県ライフル射撃協会と締結する。	自 令和8年度 至 令和12年度	62,365千円

## 第124号議案

### 令和7年度 茨城県港湾事業特別会計補正予算（第2号）

令和7年度茨城県港湾事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第1条 債務負担行為の補正は、「第1表 債務負担行為補正」による。

令和7年11月28日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 債務負担行為補正

(新規分)

事項	事業内容	期間	限度額
茨城港大洗港区のマリーナ地区の港湾環境整備施設の管理運営に係る協定	茨城港大洗港区のマリーナ地区の港湾環境整備施設の管理運営に係る協定を大洗町と締結する。	令和8年度	16,128千円

## 第126号議案

### 令和7年度 茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和7年度茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第2条 予算第5条の表中鹿島臨海都市計画下水道工事請負契約の項の次に次のように加える。

事 項	期 間	限 度 額
鹿島臨海都市計画下水道の管理運営に係る協定	自 令和8年度 至 令和12年度	6,730,310 千円

令和7年11月28日提出

茨城県知事 大井川 和彦

## 第127号議案

### 令和7年度 茨城県流域下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和7年度茨城県流域下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第2条 予算第5条の表中小貝川東部流域下水道工事請負契約の項の次に次のように加える。

事 項	期 間	限 度	額
那珂久慈流域下水道の管理運営に係る協定	自 令和8年度 至 令和12年度		8,967,895 千円

令和7年11月28日提出

茨城県知事 大井川 和彦

# 条 例 ・ そ の 他

## 第138号議案

### 指定管理者の指定について

下記により、公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記

公 の 施 設 の 名 称	指 定 管 理 者 と し て 指 定 す る も の	指 定 期 間
茨城港大洗港区のマリーナ 地区の港湾環境整備施設	東茨城郡大洗町磯浜町6881番地の275 大洗町 町長 國井 豊	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで

令和7年11月28日提出

茨城県知事 大井川 和彦

## 第139号議案

### 指定管理者の指定について

下記により、公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記

公 の 施 設 の 名 称	指 定 管 理 者 と し て 指 定 す る も の	指 定 期 間
赤 塚 公 園	つくば市大角豆2012番地36 橋本造園土木株式会社 代表取締役 橋本 純一	令和8年4月1日から 令和11年3月31日まで

令和7年11月28日提出

茨城県知事 大井川 和彦

## 第140号議案

### 指定管理者の指定について

下記により、公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記

公 の 施 設 の 名 称	指 定 管 理 者 と し て 指 定 す る も の	指 定 期 間
港 公 園	神栖市溝口4991番地5 神栖市 市長 石田 進	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

令和7年11月28日提出

茨城県知事 大井川 和彦

## 第141号議案

### 指定管理者の指定について

下記により、公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記

公 の 施 設 の 名 称	指 定 管 理 者 と し て 指 定 す る も の	指 定 期 間
笠 間 芸 術 の 森 公 園	笠間市中央三丁目2番1号 笠間市 市長 山口 伸樹	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

令和7年11月28日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

## 第142号議案

### 指定管理者の指定について

下記により、公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記

公 の 施 設 の 名 称	指 定 管 理 者 と し て 指 定 す る も の	指 定 期 間
北 浦 川 緑 地	取手市寺田5139番地 取手市 市長 中村 修	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで

令和7年11月28日提出

茨城県知事 大井川 和彦

## 第143号議案

### 指定管理者の指定について

下記により、公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記

公 の 施 設 の 名 称	指 定 管 理 者 と し て 指 定 す る も の	指 定 期 間
鹿島臨海都市計画下水道	神栖市大野原四丁目7番1号 鹿島都市開発株式会社 代表取締役社長 中川 鈴正	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

令和7年11月28日提出

茨城県知事 大井川 和彦

## 第144号議案

### 指定管理者の指定について

下記により、公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記

公 の 施 設 の 名 称	指 定 管 理 者 と し て 指 定 す る も の	指 定 期 間
那珂久慈流域下水道	水戸市堀町1163番地17 WA・KKE・BIOSグループ 代表団体 株式会社ウォーターエージェンシー 茨城オペレーションセンター茨城営業所 所長 中村 光秀	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

令和7年11月28日提出

茨城県知事 大井川 和彦

## 第145号議案

### 指定管理者の指定について

下記により、公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記

公 の 施 設 の 名 称	指 定 管 理 者 と し て 指 定 す る も の	指 定 期 間
県営住宅及び共同施設 (龍ヶ崎市、つくば市及び守谷 市の区域)	水戸市大町三丁目4番36号 一般財団法人茨城県住宅管理センター 理事長 山田 陽一	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

令和7年11月28日提出

茨城県知事 大井川 和彦

## 第146号議案

### 指定管理者の指定について

下記により、公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記

公 の 施 設 の 名 称	指 定 管 理 者 と し て 指 定 す る も の	指 定 期 間
県営住宅及び共同施設 (龍ヶ崎市、つくば市及び守谷市以外の区域)	水戸市大町三丁目4番36号 一般財団法人茨城県住宅管理センター 理事長 山田 陽一	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

令和7年11月28日提出

茨城県知事 大井川 和彦

## 第157号議案

### 工事請負契約の締結について

下記により、工事請負契約を締結するものとする。

記

契約の目的	契約の方法	契約金額	契約人住所氏名
07 国補地道 第07-03-501-Z-001号 一般国道245号 久慈大橋橋梁下部工事	条件付き 一般競争入札	千円 2,652,419	埼玉県さいたま市大宮区大門町二丁目118番地 鹿島・株木・オカベ特定建設工事共同企業体 代表者 鹿島建設株式会社 代表取締役社長 天野 裕正 代理人 関東支店 常務執行役員支店長 野村 祥一

令和7年11月28日提出

茨城県知事 大井川 和彦

## 第158号議案

### 工事請負契約の締結について

下記により、工事請負契約を締結するものとする。

記

契 約 の 目 的	契 約 の 方 法	契 約 金 額	契 約 人 住 所 氏 名
07 国 補 地 道 第07-03-141-Z-001号 一 般 国 道 461 号 上岡橋橋梁上部工事	条 件 付 き 一般競争入札	千円 669,064	水戸市中央1丁目8番4号 川田建設株式会社 茨城営業所 所長 星 遼太郎

令和7年11月28日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

## 第161号議案

### 工事請負契約の変更について

下記により、工事請負契約を変更するものとする。

記

契 約 の 目 的	契約の方法	契 約 金 額		契 約 人 住 所 氏 名
06 県 単 支 援 道 改 第06-03-994-0-001号 合 併 支 援 道 路 ( 仮 称 ) 第 6 号 橋 橋 梁 上 部 工 事	隨 意 契 約	既 請 負 契 約 金 額	722,546	行方市芹沢920番82 ピーエス・コンストラクション株式会社 茨城営業所 所長 渡辺 健一
		今 回 増 減 (△) 額	138,600	
		計	861,146	

令和 7 年 11 月 28 日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

告

報

## 報告第4号

### 地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分について

別記2件のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定に基づき、報告する。  
原案承認されたい。

令和7年11月28日提出

茨城県知事 大井川 和彦

## 別記1

### 損害賠償の額の決定について

県道水戸鉢田佐原線に隣接する駐車場で発生した車両破損事故について、損害賠償の額を下記のとおり定めるものとする。

記

1 損害賠償の額 金 1,041,947円

2 損害賠償の相手方

個人

3 事故発生の日時及び場所

令和7年5月31日（土）午後3時30分頃

東茨城郡大洗町港中央17番地の1駐車場内

4 事故の概要

県道水戸鉢田佐原線敷地内の樹木が落下し、上記場所に駐車していた普通乗用自動車を破損した。

（注）上記賠償額については、全て損害保険ジャパン株式会社から支払われるものである。

上記については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和7年11月11日

茨城県知事 大井川 和彦

令和 7 年 11 月 28 日 開 会

⑥

# 令和 7 年第 4 回茨城県議会定例会議案

(第 3 綴)

茨 城 県

## 令和7年第4回茨城県議会定例会議案（第3綴）目次

頁

第163号議案	令和7年度茨城県一般会計補正予算（第5号）	1
第164号議案	令和7年度茨城県病院事業会計補正予算（第2号）	5
第165号議案	令和7年度茨城県水道事業会計補正予算（第1号）	6
第166号議案	令和7年度茨城県工業用水道事業会計補正予算（第1号）	7
第167号議案	令和7年度茨城県地域振興事業会計補正予算（第1号）	8
第168号議案	令和7年度茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計補正予算（第3号）	9
第169号議案	令和7年度茨城県流域下水道事業会計補正予算（第3号）	10
第170号議案	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	11
第171号議案	義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例等の一部を改正する条例	55

算

予

## 第163号議案

### 令和7年度 茨城県一般会計補正予算（第5号）

令和7年度茨城県一般会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,459,352千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,285,971,435千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月3日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		143,898,898 千円	1,434,591 千円	145,333,489 千円
	1 国庫負担金	54,719,465	1,434,591	56,154,056
13 繰越金		5,573,477	8,024,761	13,598,238
	1 繰越金	5,573,477	8,024,761	13,598,238
歳入合計		1,276,512,083	9,459,352	1,285,971,435

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		2,018,309 千円	14,758 千円	2,033,067 千円
	1 議会費	2,018,309	14,758	2,033,067
2 総務費		37,778,014	322,889	38,100,903
	1 総務管理費	19,431,204	248,391	19,679,595
	2 徴税費	12,733,215	58,551	12,791,766
	3 市町村振興費	1,787,284	7,019	1,794,303
	5 人事委員会費	149,935	3,899	153,834
	6 監査委員費	174,507	5,029	179,536
3 企画開発費		17,515,414	42,716	17,558,130
	1 企画費	8,428,682	22,434	8,451,116
	2 開発費	7,008,018	13,498	7,021,516
	3 統計調査費	2,078,714	6,784	2,085,498
4 生活環境費		14,165,986	71,415	14,237,401
	1 生活文化費	2,011,272	44,868	2,056,140
	2 環境保全費	12,154,714	26,547	12,181,261

5 防災・危機管理費		7,148,144	25,183	7,173,327
	1 防 災 費	7,114,548	25,183	7,139,731
6 保 健 医 療 費		143,875,545	201,800	144,077,345
	1 保 健 医 療 費	112,448,318	46,125	112,494,443
	2 保 健 所 費	3,359,087	63,366	3,422,453
	3 医 藥 費	13,549,218	56,464	13,605,682
	4 環 境 衛 生 費	1,363,606	20,521	1,384,127
7 福祉費	5 公 衆 衛 生 費	13,155,316	15,324	13,170,640
		92,037,481	141,019	92,178,500
	1 福祉政 策 費	3,197,324	61,920	3,259,244
	2 生 活 保 護 費	5,040,475	1,168	5,041,643
	3 障 害 福 祉 費	35,118,591	12,802	35,131,393
	4 長 寿 福 祉 費	4,200,604	5,489	4,206,093
8 労 働 費	5 児 童 福 祉 費	44,480,487	59,640	44,540,127
		6,277,290	26,434	6,303,724
	1 労 働 政 策 費	2,312,114	5,259	2,317,373
	2 產 業 人 事 育 成 費	3,832,066	18,275	3,850,341
9 農 林 水 產 業 費	3 労 働 委 員 会 費	133,110	2,900	136,010
		41,495,728	314,993	41,810,721
	1 農 業 費	11,558,214	222,265	11,780,479
	2 畜 產 業 費	2,518,425	36,107	2,554,532
	3 林 業 費	5,972,028	20,394	5,992,422
	4 水 產 業 費	4,476,972	25,543	4,502,515
	5 農 地 費	16,970,089	10,684	16,980,773

10 営 業 戰 略 費		6,760,119	41,324	6,801,443
	1 営業企画・広報費	1,083,334	14,718	1,098,052
	2 誘客・販路拡大 推進費	3,834,797	18,161	3,852,958
	3 国際ビジネス推進費	1,841,988	8,445	1,850,433
11 立 地 推 進 費		15,361,245	18,889	15,380,134
	1 立地推進費	15,361,245	18,889	15,380,134
12 商 工 費		98,103,528	66,614	98,170,142
	1 産業政策費	92,095,726	34,645	92,130,371
	2 技術振興費	2,780,011	26,990	2,807,001
	3 中小企業費	3,227,791	4,979	3,232,770
13 土 木 費		104,933,092	206,374	105,139,466
	1 土木管理費	4,040,561	197,110	4,237,671
	3 河川海岸費	21,855,424	3,385	21,858,809
	6 住宅費	4,033,687	5,879	4,039,566
14 警 察 費		67,496,252	1,511,485	69,007,737
	1 警察管理費	60,793,088	1,511,485	62,304,573
15 教 育 費		284,291,243	6,453,459	290,744,702
	1 教育総務費	56,481,909	367,853	56,849,762
	2 小学校費	84,099,766	2,639,026	86,738,792
	3 中学校費	46,936,312	1,433,449	48,369,761
	4 高等学校費	61,245,592	1,308,378	62,553,970
	5 特別支援学校費	29,571,037	704,753	30,275,790
歳出合計		1,276,512,083	9,459,352	1,285,971,435

## 第168号議案

### 令和7年度 茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計補正予算（第3号）

#### （総則）

第1条 令和7年度茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

#### （業務の予定量の補正）

第2条 令和7年度茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第4号中「1,252,524千円」を「1,253,155千円」に改める。

#### （収益的支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）	（補正額）	（計）
支 出			
第1款 事 業 費 用	3,579,318千円	10,614千円	3,589,932千円
第1項 営 業 費 用	3,493,439千円	10,614千円	3,504,053千円

#### （資本的支出の補正）

第4条 予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正し、同条本文かっこ書中「668,116千円」を「668,747千円」に、「591,179千円」を「591,810千円」に改める。

（科 目）	（補正前の額）	（補正額）	（計）
支 出			
第1款 資 本 的 支 出	1,577,545千円	631千円	1,578,176千円
第1項 建 設 改 良 費	1,252,524千円	631千円	1,253,155千円

#### （議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第5条 予算第9条第1号中「223,980千円」を「235,225千円」に改める。

令和7年12月3日提出

茨城県知事 大井川 和彦

## 第169号議案

### 令和7年度 茨城県流域下水道事業会計補正予算（第3号）

#### （総則）

第1条 令和7年度茨城県流域下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

#### （業務の予定量の補正）

第2条 令和7年度茨城県流域下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第4号中「3,909,003千円」を「3,913,349千円」に改める。

#### （収益的支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）	（補正額）	（計）
支 出			
第1款 事 業 費 用	17,732,263千円	18,800千円	17,751,063千円
第1項 営 業 費 用	17,300,800千円	18,800千円	17,319,600千円

#### （資本的支出の補正）

第4条 予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正し、同条本文かっこ書中「1,520,883千円」を「1,525,229千円」に、「1,361,581千円」を「1,364,737千円」に、「88,285千円」を「89,475千円」に改める。

（科 目）	（補正前の額）	（補正額）	（計）
支 出			
第1款 資 本 的 支 出	6,160,087千円	4,346千円	6,164,433千円
第1項 建 設 改 良 費	3,909,003千円	4,346千円	3,913,349千円

#### （議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第5条 予算第9条中「552,501千円」を「575,647千円」に改める。

令和7年12月3日提出

茨城県知事 大井川 和彦